
下仁田町水道事業経営戦略 (水道事業ビジョン)

2019（平成31）年2月 策定

2025（令和7）年1月 改定

群馬県下仁田町

《 目 次 》

第 1 章 計画策定の趣旨と位置付け

1-1 下仁田町経営戦略策定の趣旨 -----	1
1-2 水道事業経営戦略の改定 -----	2
1-3 計画期間 -----	3

第 2 章 下仁田町水道事業の現状と課題

2-1 水道事業の概要 -----	4
2-1-1 地域の特性 -----	4
2-1-2 水道事業の沿革 -----	5
2-2 水道事業の現状 -----	9
2-2-1 水道事業が直面している外部環境の変化 -----	9
2-2-2 水道事業が抱えている内部課題 -----	11
2-2-3 水道施設の老朽化 -----	12
2-2-4 水道施設の耐震化 -----	16
2-2-5 危機管理 -----	17
2-2-6 経営状況 -----	19
2-2-7 組織体制 -----	25
2-2-8 指標による評価 -----	26
2-2-9 お客様サービス -----	32

第 3 章 基本理念と推進する実現方策

3-1 基本理念 -----	33
3-2 実現方策 -----	34
3-2-1 強靱 -----	36
3-2-2 安全 -----	43
3-2-3 持続 -----	46

第 4 章 投資・財政計画 -----52

4-1 経営目標の設定 -----	53
4-2 投資・財源試算 -----	54
4-2-1 投資試算 -----	54
4-2-2 財源試算 -----	55
4-3 投資・財政計画 -----	56
4-3-1 現行の水道料金を維持した場合の投資・財政見込み -----	56
4-3-2 財源試算の見直し -----	60

4-3-3 投資・財政計画の均衡を図るための今後の取り組み -----	63
4-3-4 投資・財政計画 -----	63

第 5 章 進捗管理

5-1 計画の進行管理と事業実施効果の把握 -----	69
5-2 計画の進捗管理 -----	70
5-3 計画の見直し -----	71

< 資料 >

用語集

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

1-1 下仁田町経営戦略策定の趣旨

下仁田町（以下「本町」という。）の水道事業は、1956（昭和31）年12月に供用開始し、60年以上にわたる拡張・整備を繰り返し、これまで2015（平成27）年3月認可の第7次拡張事業を進めてきました。

近年、全国では大規模地震や集中豪雨が頻発しており、これに備えて施設や管路の耐震化など給水の安定性を高める対策が社会的に求められています。

また、昭和40年代の高度経済成長期に整備した施設の老朽化が進み、これらの多くが更新時期を迎える一方で、水需要の減少に伴う給水収益の低迷が続いており、この傾向は人口の減少とともに継続することが予想されるため、水道事業の経営はより一層厳しくなるものと想定されます。

厚生労働省は、2004（平成16）年6月に日本の水道事業の目標となる将来像と具体的な施策・工程を示した「水道ビジョン」を策定し、2008（平成20）年7月にこれを改訂しました。その後、東日本大震災の経験を教訓にした、より災害に強い持続可能な水道の実現と、日本の総人口の減少予測をはじめとする水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するために、水道ビジョンの全面的な見直しを行い、2013（平成25）年3月に新たな「新水道ビジョン」を策定しました。この中で水道事業者などに対しては、「新水道ビジョン」に基づいた各施策の取組をより一層推進するため「水道事業ビジョン」の策定を要請しました。

そして、2014（平成26）年8月、総務省は、独立採算制を基本原則とする公営企業に対して、老朽化に伴う管路などの大量更新期の到来や人口減少などに伴う収益構造の変化などにより経営環境の厳しさが増す状況下でも、将来にわたり安定的なサービスの提供を実現するための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請しました。

本町水道事業においても、環境の変化や直面する課題に適切に対応し、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給するとともに、安定した経営基盤を持続していくため、国が示す「安全」「強靱」「持続」を柱とした計画「下仁田町水道事業経営戦略（水道事業ビジョン）」（以下「本計画」という。）を2019（平成31）年度に策定しました。

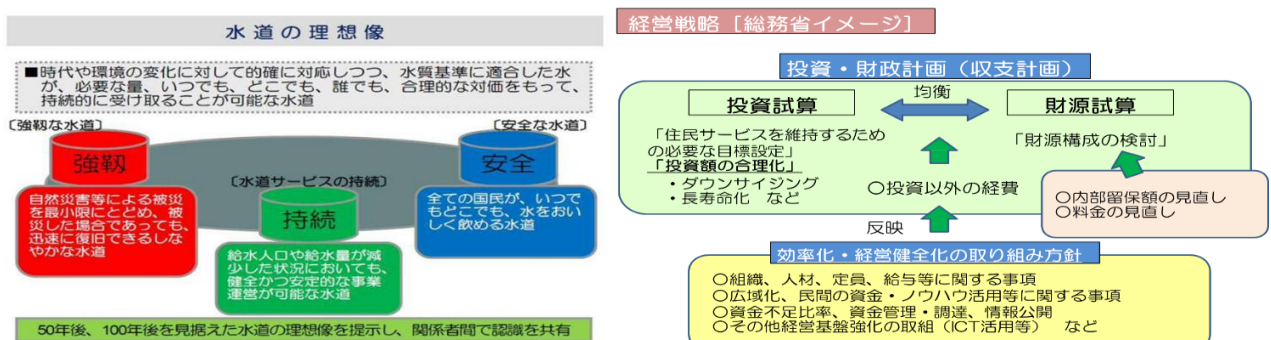


図 水道の理想像 資料「新水道ビジョン（厚生労働省）」、「経営戦略（総務省）」

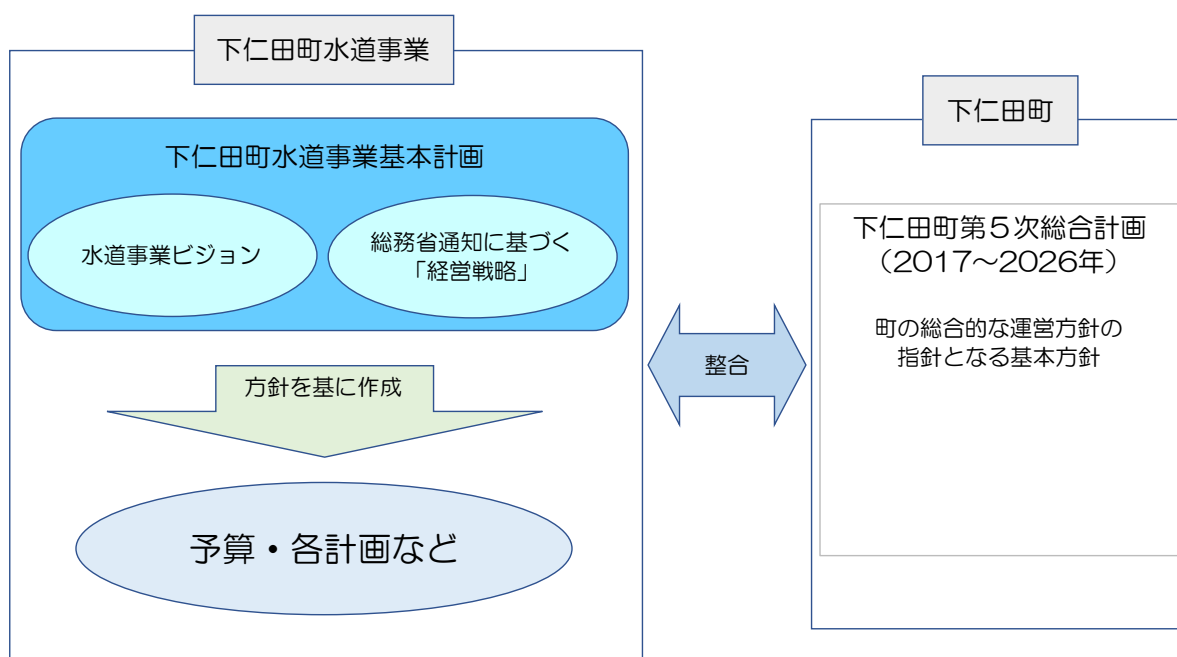
1-2 水道事業経営戦略の改定

本町では、2019（平成31）年2月に、本町水道事業が進むべき方向として、中・長期的な事業運営の方針を示した「下仁田町水道事業経営戦略（水道事業ビジョン）」を策定し、運用してきました。

経営戦略は、「下仁田町第5次総合計画（2017～2026年）」との整合性を図りながら、厚生労働省が示した「新水道ビジョン」に基づく「水道事業ビジョン」と位置付けるとともに、総務省が策定を求めている「経営戦略」の内容を総合的に包含するものとして策定しております。

今回、経営戦略の策定から5年が経過することから、経営戦略で掲げた各種目標の達成状況の確認や、社会変化に対応した新たな目標の設定などを目的として、下仁田町水道事業経営戦略の改定を行います。

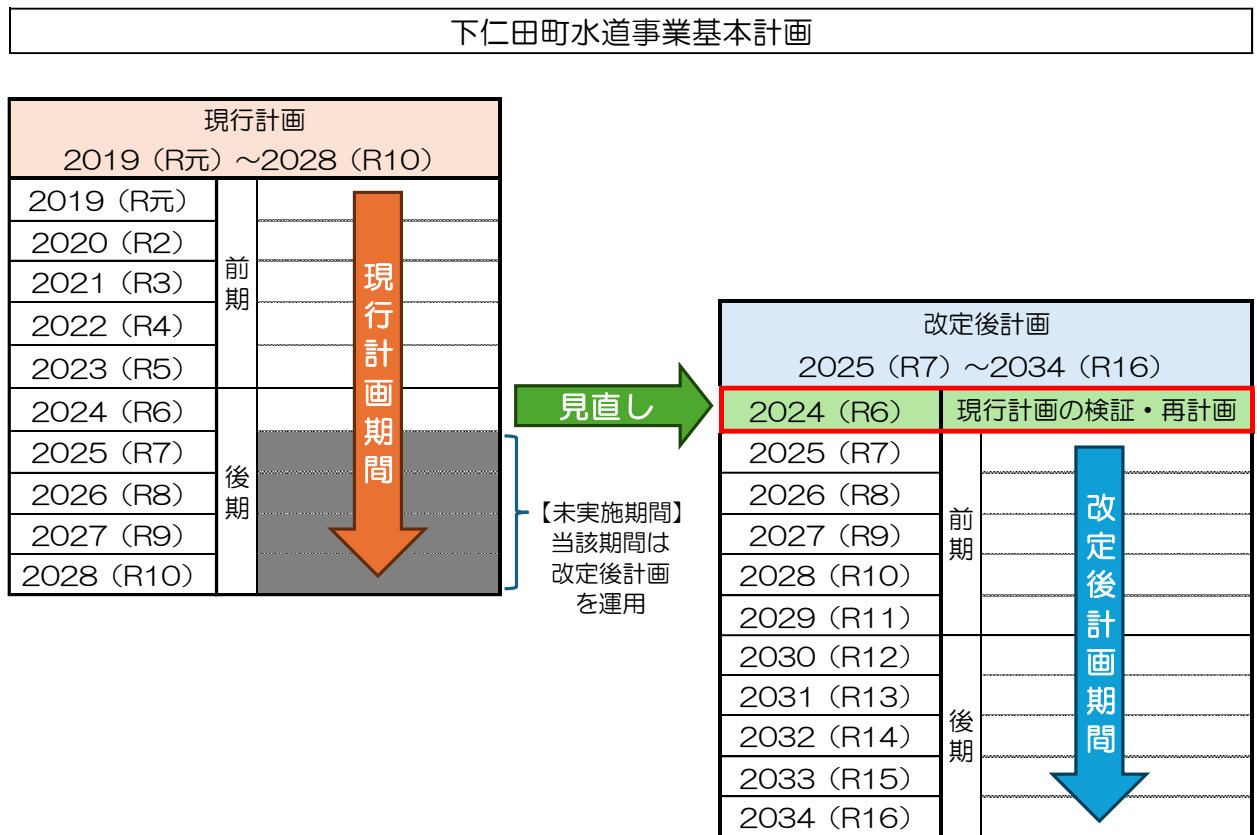
図 計画の位置付け



1-3 計画期間

2019（平成 31）年 2 月策定の「下仁田町水道事業経営戦略（水道事業ビジョン）」では、計画期間を、2019（平成 31）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 か年とし、策定後 5 年が経過した 2024（令和 6）年度に実績評価及び計画の見直しを計画しておりました。

今回、策定後 5 年が経過したことから、上記のとおり計画の実績評価及び 2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度を計画期間として改定後経営戦略（水道事業ビジョン）の策定を行います。



第2章 下仁田町水道事業の現状と課題

2-1 水道事業の概要

1956（昭和31）年に発足した下仁田町水道事業は地域が大きく発展する中、水需要に対応すべく、数次にわたり拡張事業を実施して施設整備を進めるとともに、簡易水道・小水道を上水道事業へ統合し、水道事業の効率的な経営と安定供給を進めています。

近年、人口減少や環境に配慮した節水型機器の普及などにより全国的に水需要が低迷するなかで、高度経済成長期に建設した施設の更新や大規模地震に備えた耐震化が焦眉の課題となっています。

下仁田町上水道事業の事業概要（2023（令和5）年度末）

供用開始年度 （供用開始後年数）	1956（昭和31）年 12月1日 （67年経過）	法適（全部・一部） 非適の区分	法適用（全部）
計画給水人口	8,000人	現在給水人口	5,950人
有収水量密度	500 m ³ /ha		
水源	表流水、伏流水、湧水		
浄水場設置数	17箇所	配水池設置数	36箇所
配水能力	5,500 m ³ /日	管路延長	導水管延長：15.91 km
施設利用率	67.6%		送水管延長：1.83 km 配水管延長：93.13 km

（出典）決算統計

2-1-1 地域の特性

本町は1955（昭和30）年10月に旧下仁田町、馬山村、西牧村、小坂村及び青倉村が合併して今日の町域を形成しており、群馬県の西南部に位置し面積は188.38 km²で県面積の2.96%を占めています。本町と接する市町村は、東に富岡市、西に長野県佐久市及び軽井沢町、北に安中市、南に南牧村、神流町、藤岡市及び甘楽町となっています。

地形は周囲荒船山・妙義山などの山々が連なり急峻で、その約85%は山林及び原野が占めており、平坦部は富岡市に接する鐺川沿線など極めて少なく、標高差は大きく変化に富んでいます。

交通網は町の東側に上信越自動車道下仁田インターチェンジがあり、これに接続する国道254号線が西方、長野県の佐久市へ伸びています。県道は国道254号線より河川沿いにそれぞれ走り、生活用道路として重要な役割を果たしています。また、鉄道は上信電鉄が高崎駅より下仁田駅まで走り通勤・通学に利用されています。

2-1-2 水道事業の沿革

本町の水道事業は 1 上水道事業で構成されています。

(1) 上水道事業の沿革

上水道は 1954（昭和 29）年 2 月に上水道の創設の事業認可を得、さらに第 1 次拡張の事業認可を 1956（昭和 31）年 2 月に得て事業を実施、旧下仁田町地区の町の中心部に 1956（昭和 31）年 12 月より給水を開始しました。

その後、給水量の増加、給水区域の拡張、安定水源の確保などから、第 6 次まで拡張事業の認可を取得、事業を実施してきました。

2015（平成 27）年度に町営の簡易水道（馬居沢、芝の沢、虻田、西部、小坂、巢郷、青倉、土谷沢、上馬山、馬山東部の 10 簡易水道）及び小水道（大倉、細萱、相沢、滑岩、上栗山、下栗山、清水沢・赤岩、高倉の 8 小水道）を上水道に統合し、給水区域を拡張しました。

表 上水道事業の沿革

区 分	認可年月日	計 画 給水人口 (人)	1 日最大 給 水 量 (㎡)	目 標 年 度	備 考
創 設	S.29.2.10	6,000	900	S.40	
第 1 次 拡 張	S.31.2.17	6,000	900	S.40	栗山水源(伏流水)を取水し、樽下浄水場新設
第 2 次 拡 張	S.43.9.21	8,000	3,200	S.53	高倉川水源(表流水)の新設、樽下浄水場の増設・改修 給水区域の拡張
第 3 次 拡 張	S.46.7.8	8,000	3,200	S.53	
第 4 次 拡 張	S.53.3.31	8,000	3,200	S.56	
第 5 次 拡 張	S.56.9.3	8,000	3,700	S.62	栗山水源を伏流水から表流水に変更 樽下浄水場の増設・改修
第 6 次 拡 張	S.57.1.29	11,000	6,733	H.7	杣瀬・馬山東部・上馬山簡易水道の一部を統合、鍋川水源の新設、宮畑浄水場建設
第 7 次 拡 張	H.27.3.31	8,000	5,500	R.10	10 簡易水道及び 8 小水道区域を拡張して上水道に統合

(2) 廃止された事業

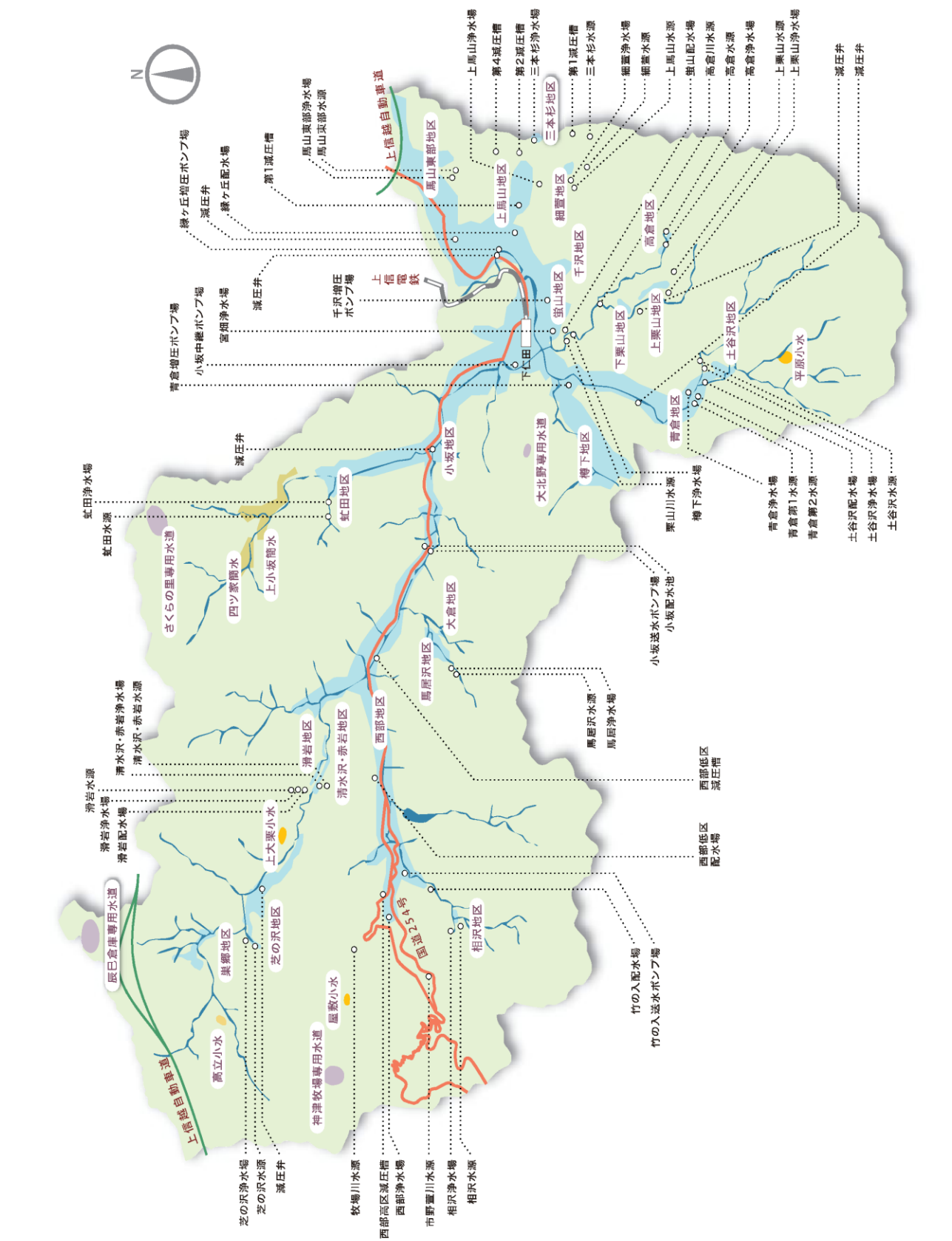
表 廃止された水道事業

事業名	認可年月日	計 画 給水人口 (人)	1 日最大 給 水 量 (m ³)	備 考
馬居沢簡易水道	H.1.5.12	150	30.0	統合
芝の沢簡易水道	H.23.3.7	146	42.0	統合
虻田簡易水道	S.52.1.31	250	40.6	統合
西部簡易水道	H.4.2.25	2,800	827.7	統合
小坂簡易水道	S.49.4.24	1,130	203.8	統合
巢郷簡易水道	S.51.10.30	230	34.5	統合
青倉簡易水道	S.55.3.21	650	158.2	統合
土谷沢簡易水道	S.47.10.24	120	23.0	統合
上馬山簡易水道	H.12.5.1	410	102.5	統合
馬山東部簡易水道	H.12.5.1	270	67.5	統合
大倉小水道	S.55.7.1	39	10.1	統合
細萱小水道	H.13.5.30	29	7.25	統合
相沢小水道	S.61.1.27	40	6.00	統合
滑岩小水道	S.62.5.9	49	9.8	統合
上栗山小水道	H.5.6.10	84	33.6	統合
下栗山小水道	S.41.12.28	65	9.75	統合
清水沢・赤岩小水道	H.10.10.1	48	9.6	統合
高倉小水道	S.47.8.24	90	13.5	統合

(3) 給水の状況

本町の水道事業は、創設以来、町の発展に合わせてその規模を拡大させてきました。現在の給水人口は、5,950 人（2023（令和5）年度末）で、町内全域に給水しています。（一部の簡易水道及び小水道を除く。）

項 目	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）
行政区域内人口	6,711 人	6,470 人	6,260 人
給水区域面積	17.69 km ²	17.69 km ²	17.69 km ²
給水区域人口	6,376 人	6,164 人	5,969 人
給水人口	6,376 人	6,143 人	5,950 人
給水普及率	95.0%	94.9%	95.0%
年間総配水量	1,393 千m ³	1,347 千m ³	1,357 千m ³
1 日最大配水量	4,435 m ³	4,777 m ³	4,226 m ³
1 日平均配水量	3,816 m ³	3,690 m ³	3,708 m ³



2-2 水道事業の現状

2-2-1 水道事業が直面している外部環境の変化

(1) 給水人口・配水量の減少

本町水道事業の給水人口は、2014（平成 26）年度の 7,974 人から 2023（令和 5）年度の 5,950 人へと減少傾向となっています。配水量も、給水人口の減少に加え、節水機器の普及並びに節水意識の向上やライフスタイルの変化などの影響により緩やかに減少しています。

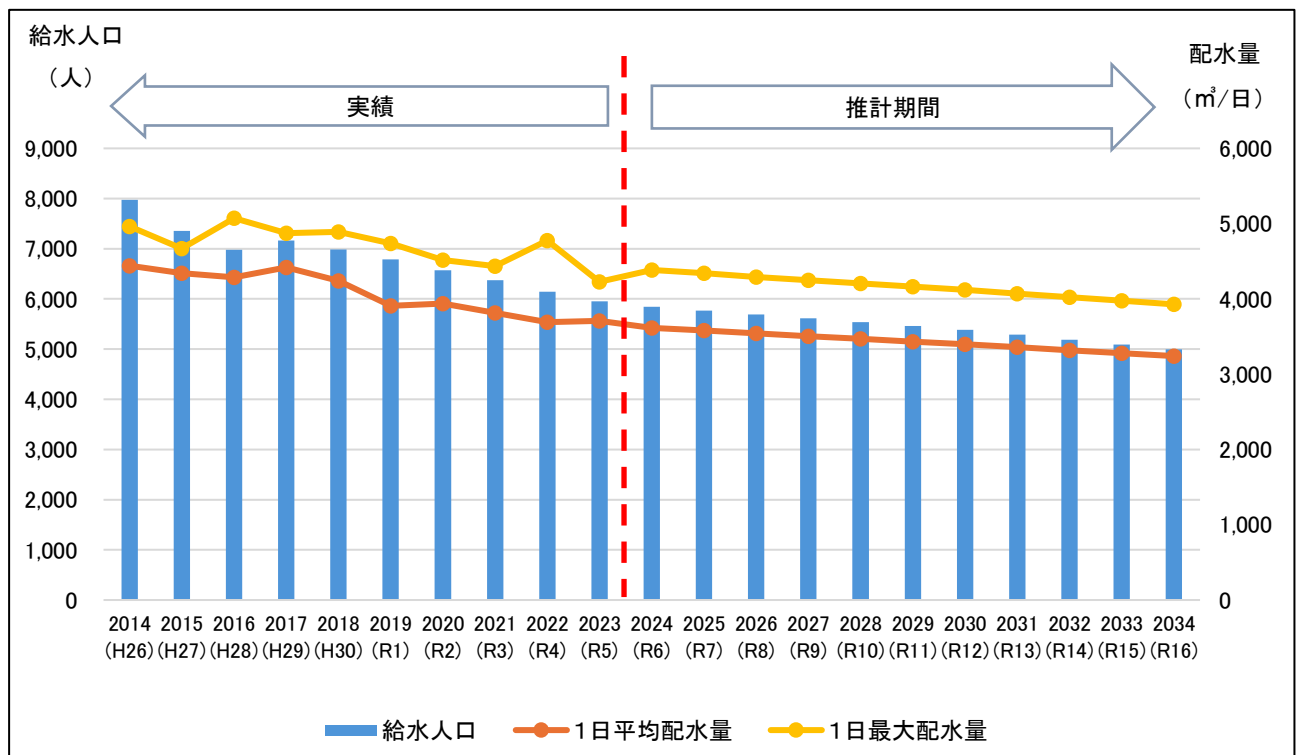
本町人口ビジョンの将来人口推計を参考に今後の将来予測を行うと、今後も給水人口の減少が進み、本計画の最終年度となる 2034（令和 16）年度には 4,993 人まで減少する見込みです。

給水人口の傾向と同様に、1 日最大配水量及び 1 日平均配水量は減少しています。予測した今後の見通しでは、2034（令和 16）年度の 1 日最大配水量は 2023（令和 5）年度の実績と比較して 298 m³減少し、3,928 m³となる見込みです。また、2034（令和 16）年度の 1 日平均配水量は 2023（令和 5）年度の実績と比較して 467 m³減少し、3,241 m³となる見込みです。

今後も給水人口は全国的な人口減少に伴って減少し、配水量も減少傾向が続いていくと見られます。このことは、水道料金収入が減少し、水道事業経営を圧迫する一因ともなります。

そのため、水道事業は減少していく給水人口・給水量を見据えて事業を運営していくことが求められています。

図 給水人口と配水量の推移



(2) 災害への対応

近年、東日本大震災や能登半島地震など、大規模な地震災害が相次いで発生しています。

水道事業は地震などの災害時においても必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時において給水が続けることができる水道施設の整備がこれまでも求められてきました。

しかし、近年の災害では長期間の電源供給の停止など被災地において想定を超えた被害が現実的に発生しており、本町水道事業にもこれまで以上に災害に対応できる水道システムを整備することが求められています。

(3) 気象の変動

近年、日本各地において局地的な豪雨や長期間の少雨など、極端な気象の変動が見られます。2019（令和元）年10月には令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）が発生し、東日本を中心に河川の決壊、溢水や氾濫など甚大な被害が発生し、本町ではこれまでの県内24時間降水量の観測史上1位を更新し、住宅の被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水など）や水道施設の損壊などが発生しました。2024（令和6）年8月には、本町付近で1時間に約100ミリの大雨となり記録的短時間大雨情報が出されるなど、近隣市町を含めて近年豪雨被害が多くなっています。

一方、利根川水系では2016（平成28）年に冬場の少雪と梅雨時期の少雨により79日間の取水制限が発生しました。

本町水道事業は鐺川など水源とする表流水によって給水の大部分をまかなっているため、少雨による渇水が発生した場合、給水に影響が生じます。

水道事業には、このような極端な気象状態においても安定的に給水を継続することが求められています。

(4) 環境への配慮

本町水道事業は、健全な水循環の中で地表水や地下水を利用して給水を行っています。また、水道事業には、ポンプなどの設備の運転に電力を使用するなど、電力エネルギーの使用による環境への負荷を与えている側面もあります。

水道事業には、健全な水循環を維持するために、再生可能エネルギーの導入などの環境負荷低減に向けた取組が求められています。

2-2-2 水道事業が抱えている内部課題

(1) 施設

本町は、表流水、伏流水、湧水を水源とし、17 の浄・配水場から配水を行っており、その配水能力は合わせて 5,500 m³/日 を有しています。

浄水場・配水場は、すでに耐震性が確保されている施設もありますが、古い施設など、耐震性に関する基準（水道施設耐震工法指針）に適合していない施設もあり、震災への対策が必要となります。

管路については、総延長は 110.9km であり、耐衝撃性硬質塩化ビニル管が全体のおよそ 5 割を占め、その他は耐久性の高いダクタイル鋳鉄管や水道配水用ポリエチレン管が使用されています。また、老朽管路や石綿セメント管の使用も見られることから、早急な対応が必要となっています。今後はこれらの老朽管路や重要な管路に対する耐震化や更新を計画的に行っていきます。

表 施設概要（2023（令和 5）年度）

水 源	表流水、伏流水、湧水		
施 設 数	浄・配水場施設数 17 施設	管 路 延 長	110.9Km
	配水池設置数 36 池		
施 設 能 力	5,500 m ³ /日	施 設 利 用 率	67.6%

(2) 水源

本町の水道水は自己水源として表流水、伏流水及び湧水といった多様な水源に分類されます。自己水源 21 箇所の水源を確保し、安定取水に努めています。

2014（平成 26）年度の認可時計画取水量の合計は 9,282.4 m³/日となっています。

主な課題

- ① 鐺川などの表流水を水源としていますが、不測の事故などによる水源水質の汚染や災害時・渇水時の大規模な取水障害により取水が停止する可能性があります。
- ② 水安全計画などの策定が必要です。

2-2-3 水道施設の老朽化

(1) 浄水・配水施設

水道施設には、安全でおいしい水道水を安定供給する機能が求められています。その中でも浄水・配水施設は、水道水を作り、送り出す基幹的な役割を担っています。

本町の浄水・配水施設の多くは、高度経済成長期の水需要増加に伴って集中的に整備してきたため、ポンプ設備などの電気機械設備では老朽化による故障や、交換部品の製造中止など、様々な問題が発生しています。

浄・配水場施設や設備には、それぞれに法定耐用年数が設定されており、この年数が経過した時点で更新した場合、更新需要時期の偏りが大きくなると想定されます。

そのため、今後は将来の給水人口や給水収益の動向を把握したうえで、計画的に更新を進めていくことが必要となります。

また、浄水・配水施設の更新にあたっては、今後の水需要の動向を踏まえ、長期的な視点での統廃合やダウンサイジングなど、施設の適正化について検討する必要があります。

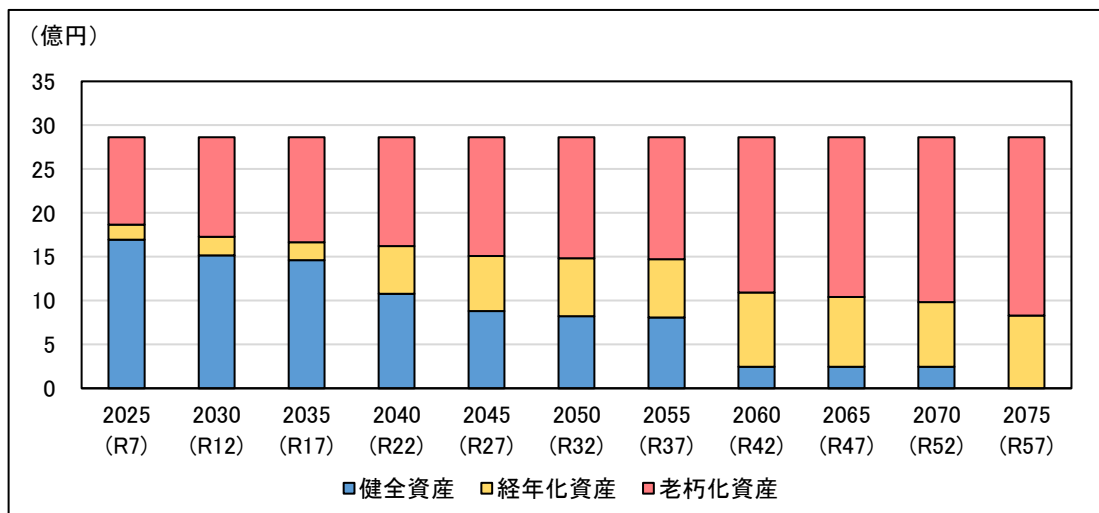
資産の将来見通し

ここでは、更新事業を全く実施しなかった場合を想定し、概ね 50 年後の 2075（令和 57）年までに現有資産の健全度がどのように低下していくかを評価します。

表 構造物及び設備の健全度の区分

名 称	算 式
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産額
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産額
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産額

2025（令和 7）年度で、老朽化資産は 34.8%となっており、20 年経過した時点で 47.2%、50 年経過すると 71.0%が老朽化資産となります。



(2) 管路施設

本町の管路総延長は、2023（令和5）年度で約110.9 kmとなっており、古いものでは1957（昭和37）年度に布設されたものが現存しています。また、多くは高度経済成長期に布設されており、今後、順次更新時期を迎えるため、増大する更新需要への対応が課題となっています。

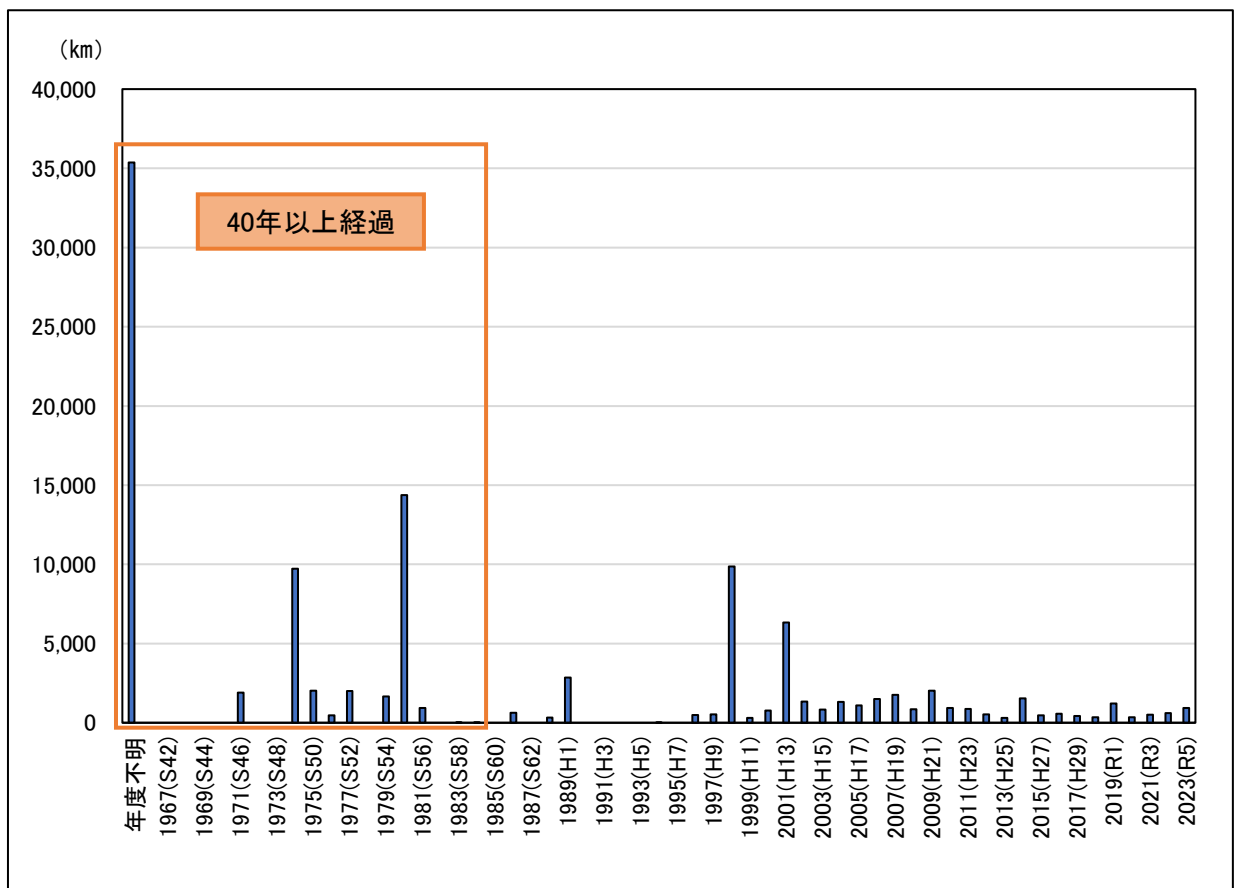
管路においても浄・配水場施設と同様に、法定耐用年数が設定されており、法定耐用年数で更新した場合、過去に整備した管路が集中して更新時期を迎えることから、今後、更なる更新需要の増大が見込まれます。

管路の更新に要する投資総額は、浄・配水場施設及び設備に比べ規模が大きく、更新需要の増大は将来の事業経営に大きく影響します。そのため、管路更新による事業経営への負荷の集中を避けるために、更新事業を計画的に取り組んでいく必要があります。

管路更新にあたっては、管種や重要度を考慮したうえで更新周期を定め、優先度の高いものから取り組むとともに、事業費を平準化することが必須であり、長期的な視点からアセットマネジメントを実践していくことが求められています。

また、古い管路は耐震性が低いものが多く、管路更新に併せた耐震管への取り替え、災害時の影響度に応じた優先順位付けなど、耐震性の向上を考慮した対応も必要となっています。

図 年度別管路延長



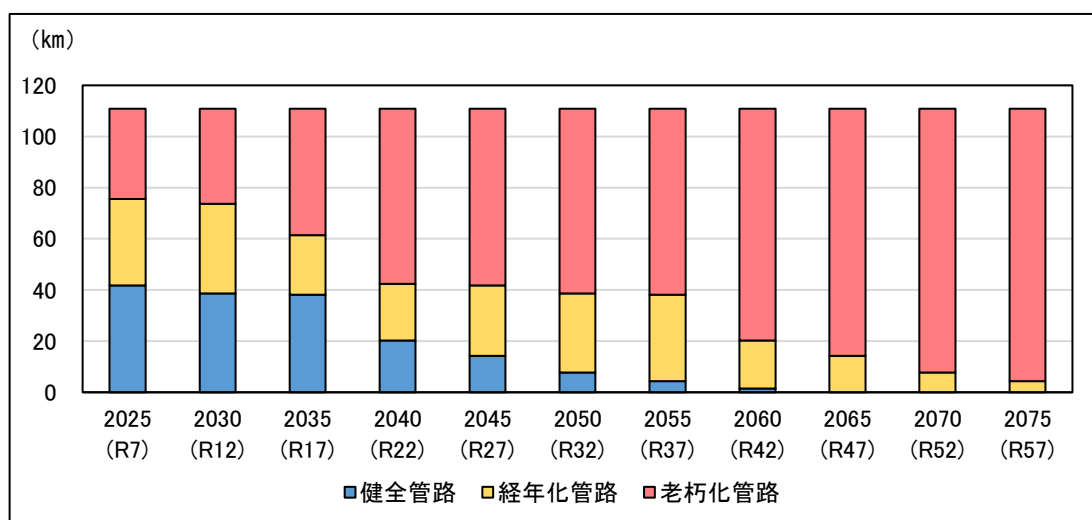
管路の将来見通し

ここでは、更新事業を全く実施しなかった場合を想定し、概ね 50 年後の 2075（令和 57）年までに現有管路の健全度がどのように低下していくかを評価します。

表 管路の健全度の区分

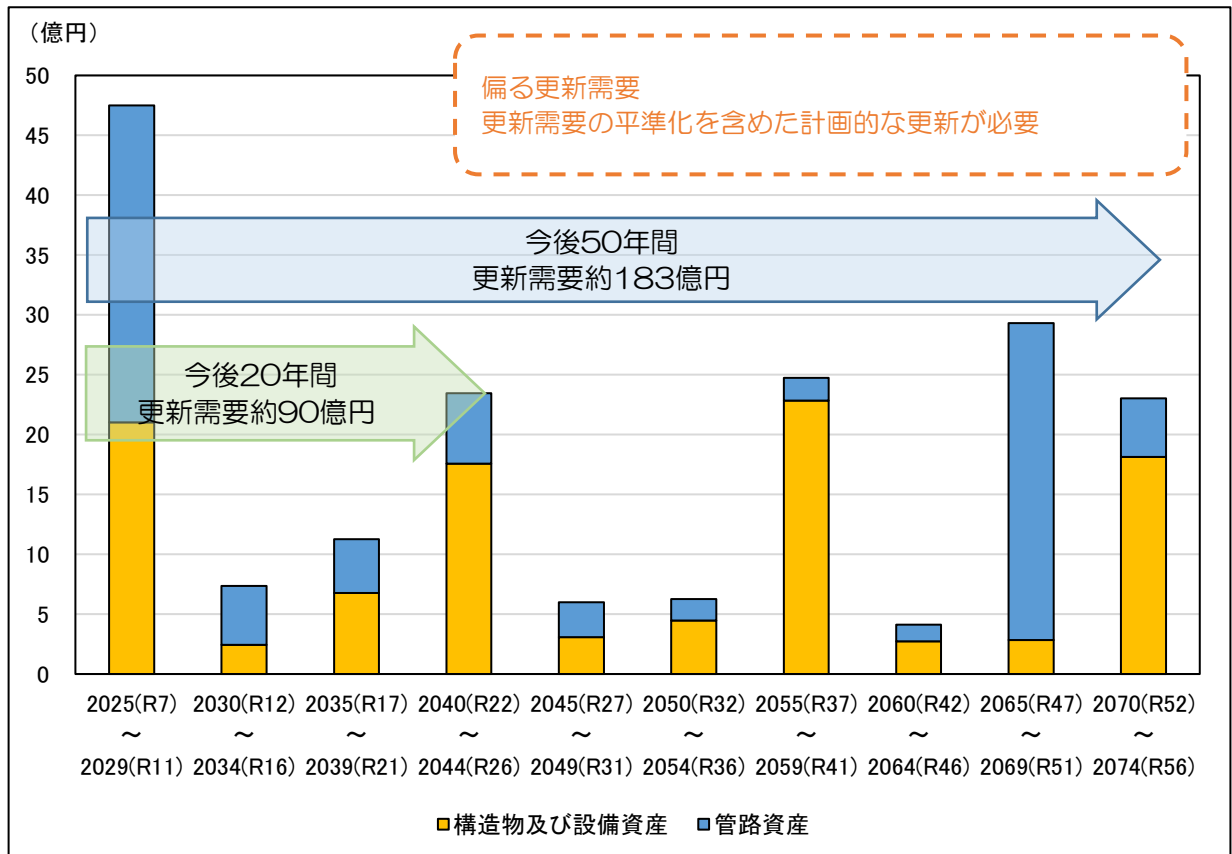
名 称	算 式
健全管路	経過年数が法定耐用年数以内の管路延長
経年化管路	経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の管路延長
老朽化管路	経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた管路延長

2025（令和 7）年度では、老朽化管路は 31.9%ですが、20 年を経過すると老朽化管路延長が 68.5 km（61.8%）、50 年経過すると 106.0 km（95.5%）が老朽化管路となります。



(3) 浄水・配水施設及び管路施設の更新需要の見通し

浄水・配水施設及び管路施設を法定耐用年数で更新した場合の需要額を試算すると、今後50年間で約183億円、単年度平均で約3.7億円が必要となり、現在の経営状況から大きな負担となると考えられます。



水道施設の老朽化の主な課題

- ① 浄水場を始めとした水道施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要です。
- ② 管路の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要です。

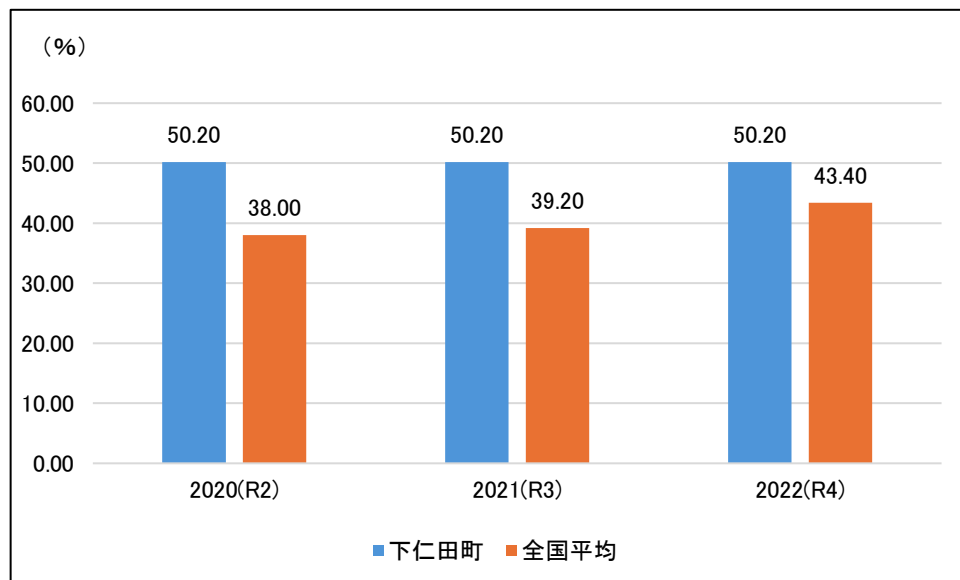
2-2-4 施設の耐震化

浄水施設は、施設ごとの耐震化は進んでいますが、取水から送水まで一連のシステムとしての耐震化には至っていないため、2022(令和4)年度末の耐震化率は50.2%となっています。

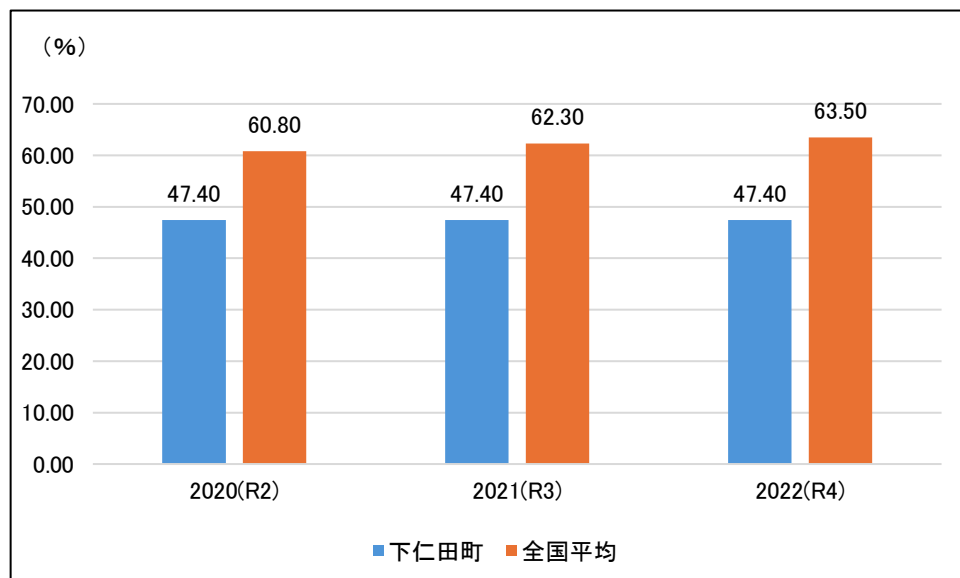
配水池は、大地震などの災害時において、緊急時利用水に充てられることから、計画的な耐震化の促進に努めることが重要となっています。2022(令和4)年度末の耐震化率は、47.4%となっています。なお、2022(令和4)年度現在、配水池は36箇所設置しています。

管路の耐震化は、耐震管であるダクタイル鋳鉄管(GX形・NS形)や耐震適合管であるポリエチレン管を使用して布設替えを進めています。2022(令和4)年度現在の耐震化率は、15.8%にとどまっています。

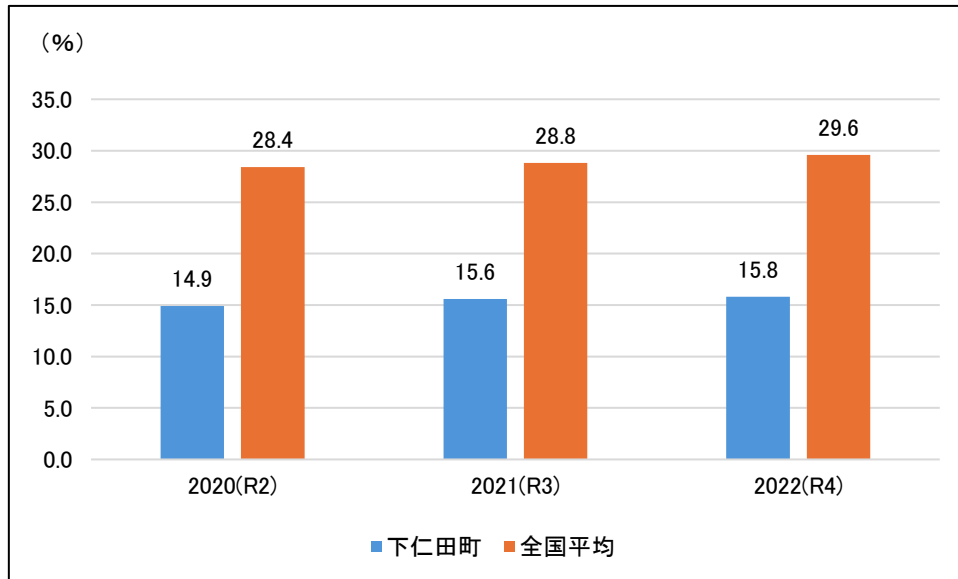
● 浄水施設耐震化率



● 配水池耐震化率



●管路の耐震管率＊



＊管路の耐震管率は、耐震管に水道配水用ポリエチレン管を含める。

水道施設の耐震化の主な課題

- ① 大規模地震に対する耐震性能を有していない施設の耐震化が必要です。
- ② 耐震性を有していない管路が多く布設されているため、耐震管の計画的な整備を進める必要があります。
- ③ 基幹施設や基幹管路の耐震化が課題です。
- ④ 重要施設向け管路の耐震化が課題です。

2-2-5 危機管理

(1) 応急給水対策

災害時には、人が生命を維持するのに必要な最低水量として「1人1日3リットル」の飲料水が必要となります。

本町では、災害時における飲料水を確保するため、配水池への緊急遮断弁を設置するなど応急給水拠点の整備を進めてきました。

今後も、近隣自治体との相互連絡管の整備や、管路の耐震化を進めるなどの応急給水体制の拡充を引き続き行っていきます。

(2) 危機管理体制

本町では、不測の事態に対応するために危機管理のためのマニュアルを策定しており、組織体制と実施業務を定め、非常時における応急給水や復旧に努めることとしています。

また、災害・事故等非常時における対応を円滑に行うため、有事の際に適切な対応が迅速に行えるよう、災害に対する教育・訓練を実施するとともに、災害時に機能する体制づくりを構築します。

表 危機管理のための主なマニュアル

マニュアル名称
下仁田町地域防災計画（2024（令和6）年3月）
下仁田町職員初動マニュアル（2021（令和3）年7月改定）
下仁田町新型インフルエンザ等対策行動計画（2014（平成26）年11月）

(3) 災害時の相互応援協定

本町は、緊急時の飲料水提供や応急復旧などに必要な人員と資機材の受け入れ態勢を整えるため、群馬県や西毛地域水道事業者協議会と災害時の相互応援に関する協定などを締結しています。

また、下仁田町管工事協同組合と災害時の応急復旧活動に関する協定を締結しています。

さらに、日本水道協会群馬県支部との合同訓練などにも参加し、応援給水訓練を行うなど災害時即応体制の確立を図っています。

今後は、職員数が制限される中でも大規模な災害に対応できるよう、応援協定の運用訓練により協定の実効性を高める他、他事業体との災害時広域連携による人員確保を積極的に検討し、相互応援体制の強化を図る必要があります。

表 災害時相互応援協定

防災に関する協定一覧
群馬県水道災害相互応援協定（2001（平成13）年2月）
災害時相互応援に関する協定・西毛地域水道事業者協議会 （藤岡市・富岡市・安中市・神流町・甘楽町・上野村・南牧村） （2014（平成26）年10月）
災害時の水道施設の応急復旧活動についての協定書・下仁田町管工事協同組合 （2019（平成31）年4月）

主な課題

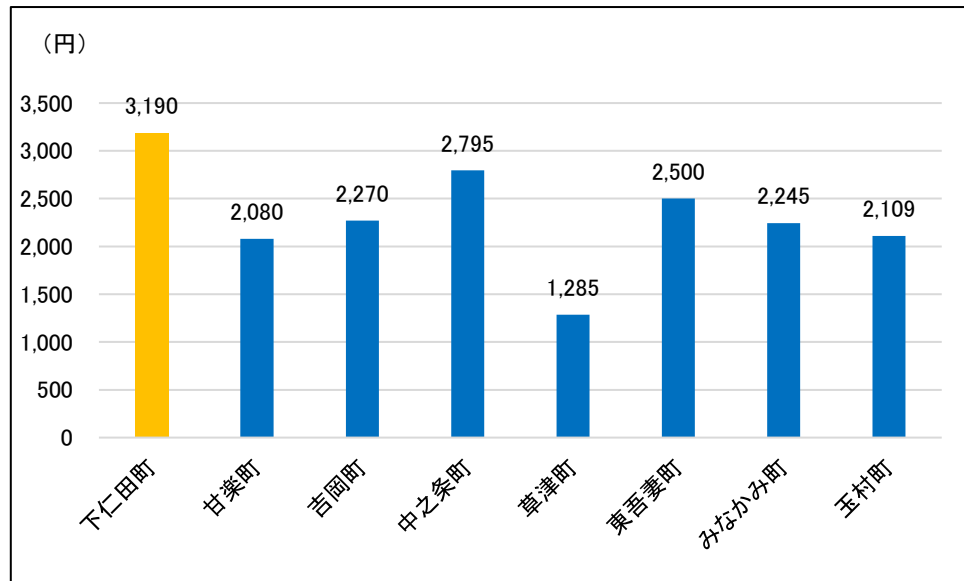
- ① 応急給水体制の拡充を図るとともに、応急給水拠点の認知度向上のための取り組みを進める必要があります。
- ② 危機管理に対する取り組みについて周知を図るとともに、不測の事態に対応するため、各種マニュアルを作成する必要があります。

2-2-6 経営状況

(1) 給水料金

水道料金は、事業を運営するために必要な費用（原価）に基づいて定められます。そのため、浄水処理にかかる費用や水道施設の建設・更新・耐震化などの工事にかかる費用によって、水道料金は大きく異なります。

県内7町と1ヶ月家庭用20m³当たりの水道料金を比較すると図のとおりとなります。（2022（令和4）年度・税抜）



本町の水道料金は、用途及び使用水量区分ごとの基準料金からなっています。

また、基準料金は水量に応じて設定されています。水量料金（1m³当たりの単価）は、使用水量が多くなるほど高くなります。なお、料金は下仁田町水道事業給水条例で定めるとおり、1ヶ月税抜きの表記となっていますが、料金徴収コストを抑えるために請求は2ヶ月ごとに行っています。

区分 用途	使用水量区分	区分別 基準使用水量	区分別 基準料金	超過単位料金 (1m ³ 当たり)
家庭用	10m ³ まで	0m ³	1,390円	—
	11m ³ ～20m ³ まで	10m ³	1,390円	172円
	21m ³ ～50m ³ まで	20m ³	3,110円	180円
	51m ³ ～100m ³ まで	50m ³	8,510円	188円
	101m ³ 以上	100m ³	17,910円	198円

区分 用途	使用水量区分	区分別 基準使用水量	区分別 基準料金	超過単位料金 (1 m ³ 当たり)
その他用	20 m ³ まで	0 m ³	3,120 円	—
	21 m ³ ～50 m ³ まで	20 m ³	3,120 円	211 円
	51 m ³ ～100 m ³ まで	50 m ³	9,450 円	220 円
	101 m ³ ～250 m ³ まで	100 m ³	20,450 円	232 円
	251 m ³ 以上	250 m ³	55,250 円	246 円

区分 用途	使用水量区分	区分別 基準使用水量	区分別 基準料金	超過単位料金 (1 m ³ 当たり)
臨時用	20 m ³ まで	0 m ³	3,910 円	—
	21 m ³ ～50 m ³ まで	20 m ³	3,910 円	211 円
	51 m ³ ～100 m ³ まで	50 m ³	10,240 円	220 円
	101 m ³ ～250 m ³ まで	100 m ³	21,240 円	232 円
	251 m ³ 以上	250 m ³	56,040 円	246 円

メーター使用料

口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
使用料	80 円	140 円	160 円	230 円	250 円	950 円	1,270 円	1,640 円

(2) 給水収益・経常損益・料金回収率の推移

給水収益は年々減少しています。

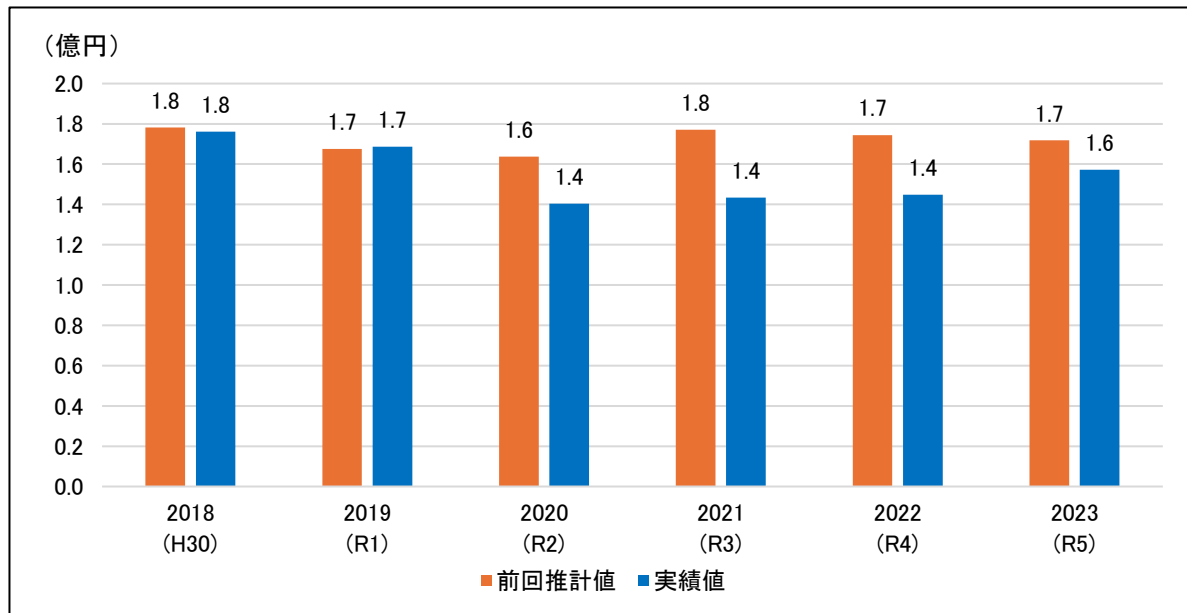
これは、ライフスタイルの変化や節水型機器の普及などにより配水量が年々減少傾向となっていることによるものと考えられます。また、2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて町民、業者などの支援を目的に水道料金の減免を行ったことから、当該期間において例年よりも給水収益が減少しています。

一方で、浄水場や管路など固定資産の老朽化により、減価償却費や修繕にかかる費用などは年々増加しており、事業全体にかかる費用は横ばいとなっています。今後、人口減少社会を迎えて使用水量が減り、さらに収入が減少する一方、施設は老朽化し、更新・維持していくための費用が増えることが見込まれます。

① 給水収益の状況

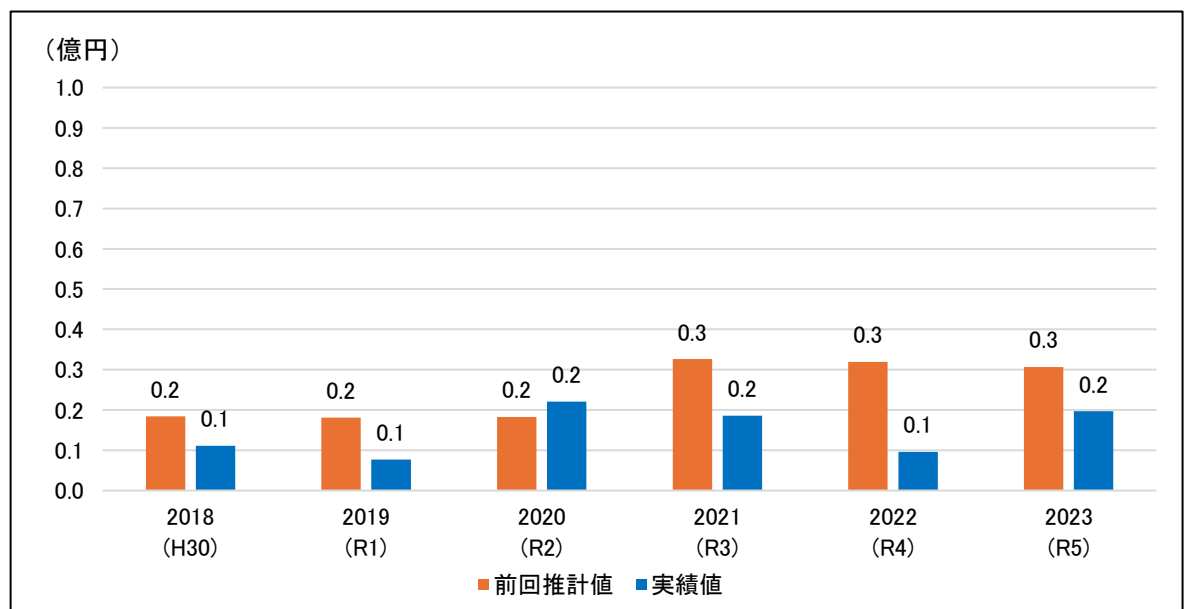
給水収益は水需要の減少及び水道料金の減免に伴い減少傾向が続いています。

前回策定の経営戦略では、収益の改善を目的として2021（令和3）年度に10%の料金改定（値上げ）を見込んでいましたが、実績においては料金改定を行っていないことから、前述の水道料金の減免と合わせて推計と実績の比較では給水収益が大きく落ち込んでいます。なお、減免により減少した給水収益については、同額を補助金として収入し、水道事業全体では利益の減少はありません。



② 経常損益の状況

有収水量の低下などによる水道料金収入の減少などから、水道事業における収益が推計値よりも低い水準で推移している一方で、物価上昇などの社会的な変化から支出は推計値よりも概ね高い水準で推移しています。収益から費用を差引いた経常損益も推計値よりも概ね低い水準で移行しており、厳しい状況が続いています。

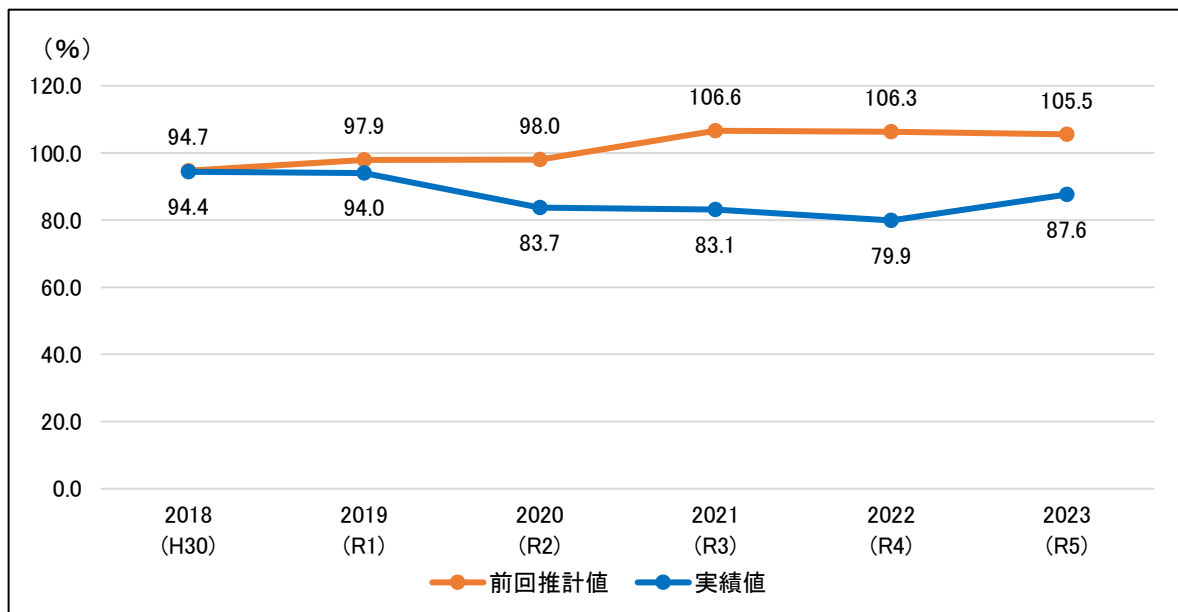


③ 料金回収率の状況

料金回収率は、水道水 1 m³を給水するのに必要なコストを水道料金で賄えているかを示す指標です。前回の経営戦略における推計では、2021（令和3）年度に10%の水道料金改定を見込むことにより、料金回収率を100%以上にしています。

実績においては水道料金の改定は行わず、新型コロナウイルスにおける減免措置などによる収入の減少や物価上昇などによる支出の上昇から、料金回収率は100%未滿で常に推計値よりも低い水準で推移しています。なお、水道料金の減免による減少分をなかったものとして補正して計算した場合の料金回収率は、2023（令和5）年で99.8%程度と試算されます。

	2018（H30）	2023（R5）
供給単価	204.77 円	185.51 円
給水原価	216.96 円	211.80 円
料金回収率	94.4%	87.6%

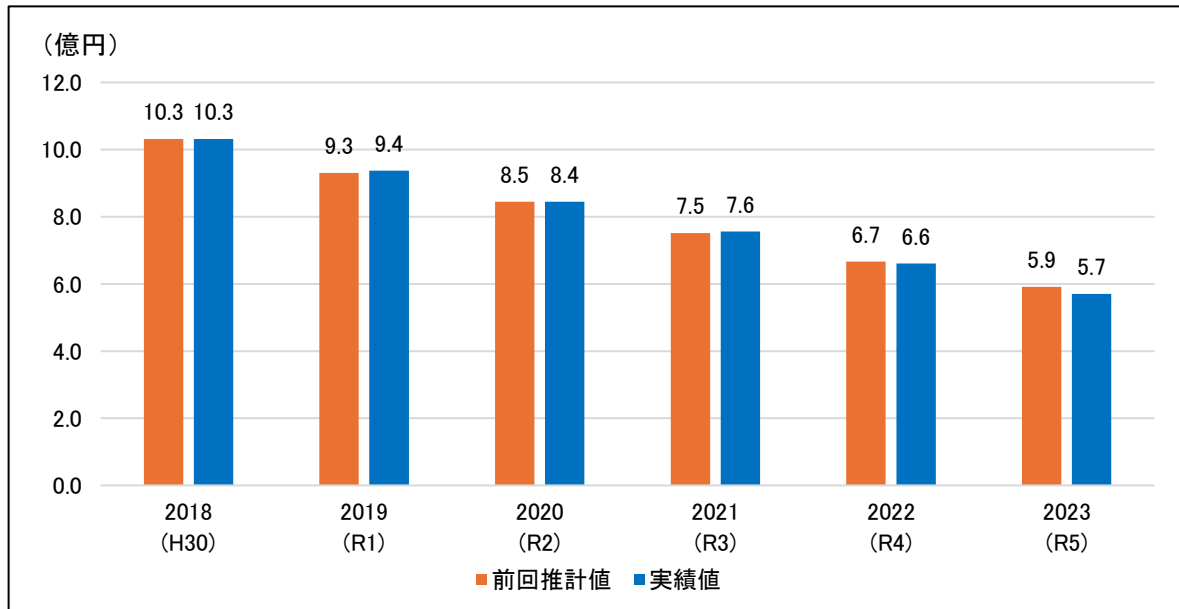


④ 企業債残高の推移

企業債は有利子の借入金であり、水道事業において多額に発生する建設投資額などの財源として重要なものですが、資金の多くを企業債の発行によりまかなうことは、その償還に際して将来世代に過重な負担を強いることとなります。

これは、企業債の償還財源が、原則、水道料金を原資とするものであるため、人口減少社会が進展すれば、1人当たりの企業債の償還にかかる負担が現役世代よりも大きくなるからです。

このため、企業債の発行にあたっては、1人当たりの企業債残高などに留意し、世代間負担の公平化を図ることや、経営健全化の観点から企業債償還にかかる利子負担を抑制するために、企業債残高が適正な水準となるように努めなければなりません。

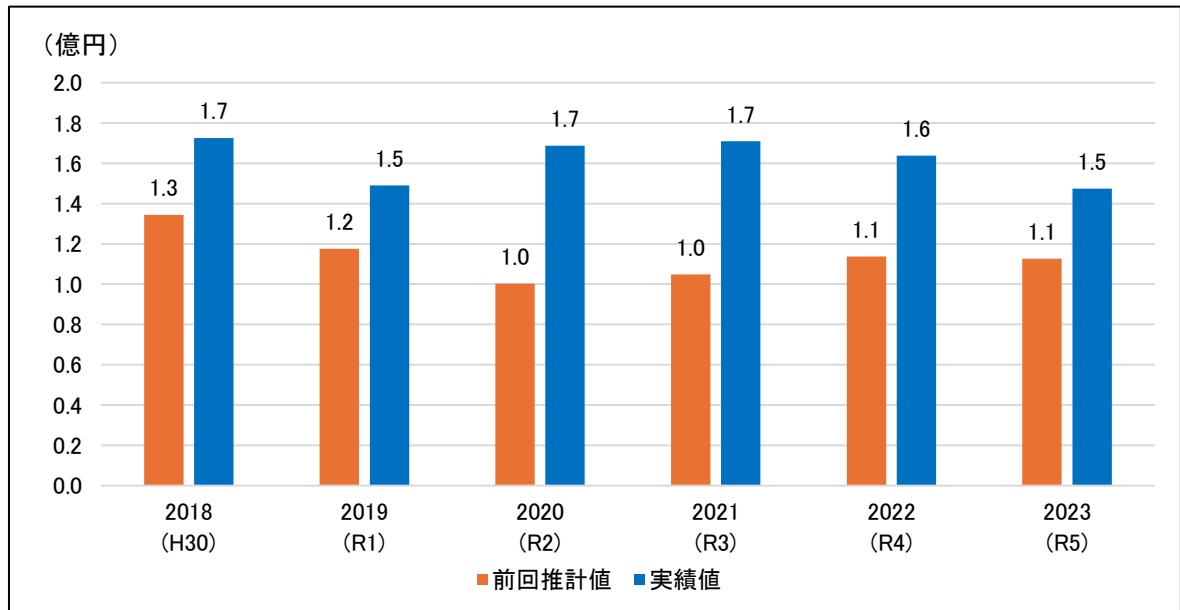


企業債残高は2018（平成30）～2023（令和5）年度の期間でおよそ4.5億円減少しており、推計及び実績でほぼ同じ水準で推移しています。計画的な企業債残高の削減が実行されており、今後も企業債残高が事業規模に対して大きくなりすぎないように計画的な運営を続けていきます。

⑤ 現金預金の推移

事業活動に必要な運営資金は、ほぼ横ばいの状況で推移しており、推計値よりも高い水準となっています。これは、実績において建設改良費が推計値よりも低い金額になっていることや、非現金収入である長期前受金戻入が推計値よりも実績では低いことから、見かけ上の収入差よりも現金が留保されていることなどによるものです。

今後、基幹施設や基幹管路の更新に多額の資金が必要となりますが、人口減少が予測されるなかで、その資金の多くを企業債の発行でまかなうことは、1人当たりの元利償還金が現役世代の負担に比べて将来世代の負担が重くなるため、建設投資にかかる資金を計画的に積み立てていくことが重要です。



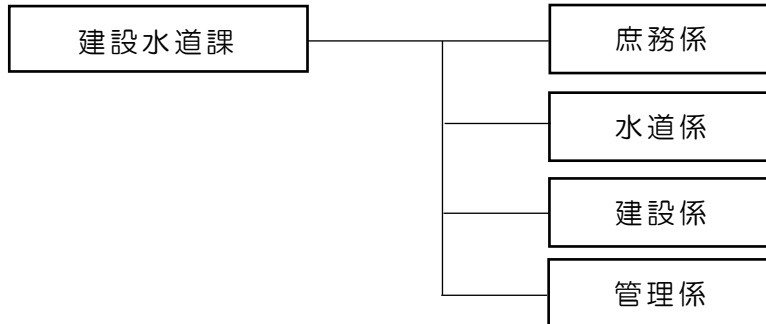
主な課題

- ① 給水人口の減少が進み、有収水量（給水収益）の減少が予測されます。
- ② 給水収益（水道料金）が減少することによって、水道事業の経営は厳しくなっていくと予測されます。健全な水道事業の経営を持続するためには、費用削減と経営の効率化を図ることが求められます。
- ③ 浄水場、配水池、管路など水道施設が老朽化し、更新時期を迎えています。加えて、水道施設の耐震化などにより、事業費は増加していく状況です。
- ④ アセットマネジメントを踏まえた適切な事業計画をたて、経営の安定に向け水道料金の見直し、料金体系の変更などを検討することが課題です。
- ⑤ 今後、水道施設の老朽化に伴う更新投資需要が見込まれるため、安定的で健全な経営を継続するための財源の確保について検討する必要があります。

2-2-7 組織体制

下仁田町建設水道課の組織体制は以下のとおりです。

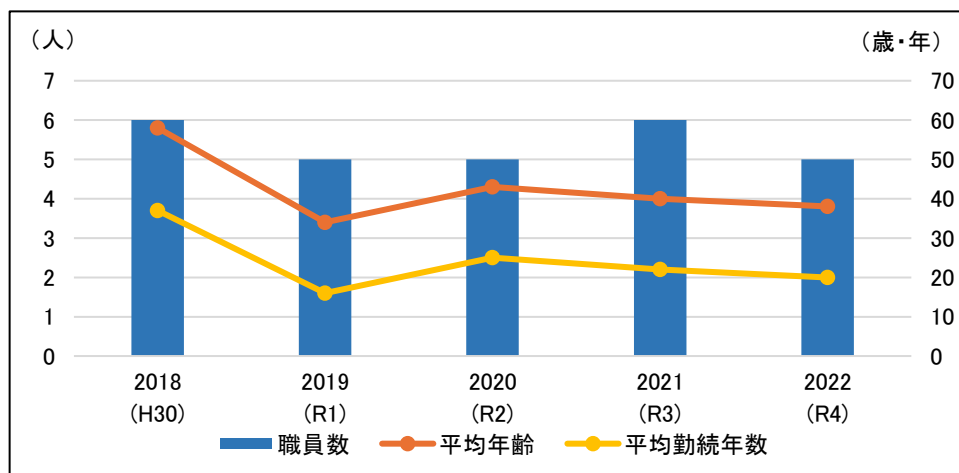
組織図



(1) 職員数

職員数及び職員の平均年齢の推移は図に示すとおりです。

全体の職員数については、5～6人で推移しています。職員の平均年齢は近年は40歳前後で推移しています。



組織体制の主な課題

- ① 職員の退職などに伴う技術の継承が課題となる中、多様化・高度化する水道の諸課題に的確に対応していくためには、水道施設の運営に関する専門的な知識や経験を有する職員を継続的に育成し、確保していくことが重要となっています。
- ② 現状の職員配置においては、人事異動があるため、専門性を有する技術者の育成・確保が課題となっており、技術継承のあり方について検討する必要があります。
- ③ 長期的な給水人口の減少に伴う給水収益の減少が予想されるため、コスト削減や民間委託の活用、組織再編など、より一層経営の効率化について検討する必要があります。
- ④ 技術力の継承・向上のために、計画的に人材を育成する必要があります。

2-2-8 指標による評価

ここでは指標の傾向や類似団体との比較を基に、本町の置かれている現状を経営指標を用いて評価・分析を行っていきます。

また、前回経営戦略策定時における中間目標値（2023（令和5）年度目標値）と実績の比較も併せて行います。

数値の見方 ▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好

(1) 経常収支比率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は類似団体 平均	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	110.30%(105.34%)	108.51%(105.77%)	104.27%(104.82%)
指標の説明	給水収益などの経常的な収入で経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$		
コメント	毎年度減少しており、2022（令和4）年度には類似団体平均を下回っています。今後も安定した経営を維持していくためには、収益の改善や経費の削減などの指標値上昇に向けた取り組みが必要です。		

(2) 料金回収率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	83.67%(82.78%)	83.12%(84.82%)	79.88%(82.29%)
指標の説明	1 m ³ 当たりの給水に係る費用（給水原価）を1 m ³ 当たりの給水収益（供給単価）でどの程度賄えているかを表す指標。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$		
コメント	毎年度減少しており、2021（令和3）年度には類似団体平均を下回っています。また、指標値が100%未満であることから、給水収益で給水に係る費用が賄えていないことがわかります。指標値の改善には、水道料金の改定や給水原価の削減などの抜本的な対応が必要と考えられます。		

(3) 給水原価		数値の見方：▼	
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	197.88 円 (225.09 円)	202.64 円 (224.82 円)	213.67 円 (230.85 円)
指標の説明	有収水量 1 m ³ 当たりの経常費用（受託工事費などを除く）の割合を示すもので、水道事業でどれだけの費用がかかっているかを表す。値は低い方が事業体、契約者双方にとって望ましいが、低い理由が、本来必要な建設改良事業、修繕を十分に行っていない場合は、適正とは言えない。		
算定式	$\frac{[\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{付帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}]}{\text{有収水量}}$		
コメント	指標値は上昇傾向にあるものの、類似団体平均よりも低い（良い）状態で推移しています。しかし、水道料金（収入）とのバランスでは、料金回収率は低下（悪い）傾向にあることから、給水原価の削減などの対応が必要と考えられます。		

(4) 流動比率		数値の見方：▲	
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	134.37% (305.08%)	143.58% (305.34%)	131.85% (310.01%)
指標の説明	短期的な債務への支払能力を表す指標。流動資産（1 年以内に現金化することのできる資産）と流動負債（1 年以内に支払うべき債務）の比率。高い方が良く、200 以上が好ましい。		
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$		
コメント	2022（令和 4）年度の流動比率は、131.85%であり、目安となる 200%を下回っています。類似団体平均と比較しても数値が下回っていることから、引き続き注視が必要です。		

(5) 企業債残高対給水収益比率		数値の見方：▼	
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	601.82% (585.59%)	527.46% (561.34%)	456.21% (538.33%)
指標の説明	企業債残高の規模を表す指標。水道料金による収入（給水収益）に対する企業債残高の割合。低い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益}} \times 100$		
コメント	指標値は減少傾向にあり、2022（令和 4）年度は 456.21%と類似団体平均よりも低い（良い）水準となっています。今後もこの傾向が続くように企業債残高の縮減などに取り組んでいく必要があります。		

(6) 施設利用率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	71.62%(49.38%)	69.39%(50.09%)	67.08%(50.10%)
指標の説明	施設の利用状況や適正な規模を判断する指標。施設の一日の配水能力に対する一日平均配水量の割合。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$		
コメント	指標値は減少傾向にあるものの、類似団体平均よりも高い（良い）水準で推移しています。本指標値は 100% に近すぎると施設の余力がない状態であり、逆に低い場合には水需要に対して施設能力が過剰であると考えられることから、施設の最適化などの検討が必要となります。		

(7) 有収率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	58.94%(78.01%)	61.09%(77.60%)	63.00%(77.30%)
指標の説明	施設の効率性を表す指標。施設が供給した水量（総配水量）のうち料金収入などの対象となった水量（有収水量）の割合。高い方が良い。		
算定式	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$		
コメント	指標値は上昇傾向にあるものの、類似団体平均よりも低い（悪い）水準で推移していることから、漏水対策などの有収率向上のための対策を今後も続けていく必要があります。		

(8) 有形固定資産減価償却率（減価償却累計率）			数値の見方：▼
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	52.68%(47.50%)	54.16%(48.41%)	55.69%(50.02%)
指標の説明	有形固定資産（施設・設備）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。100% に近いほど保有資産が耐用年数に近づいていることを示す。(2)管路経年化率や(3)管路更新率とあわせて活用することが望ましい。		
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$		
コメント	指標値は上昇傾向にあり、類似団体平均よりも高い（悪い）水準で推移しています。この指標値が高い場合には法定耐用年数を経過している資産が多いなどが考えられますが、施設の長寿命化などを考慮して施設の健全度を考えていく必要があります。		

(9) 管路経年化率			数値の見方：▼
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	45.23%(17.40%)	45.86%(18.64%)	47.29%(19.51%)
指標の説明	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標。高いほど老朽化が進んでいると考えられる。		
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$		
コメント	指標値は上昇傾向にあり、類似団体平均よりも高い(悪い)水準で推移しています。この指標値が高い場合には法定耐用年数を経過している管路が多いことなどが考えられますが、管路の長寿命化などを考慮して管路の健全度を考えていく必要があります。		

(10) 管路更新率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は類似団体平均	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	0.32%(0.40%)	0.68%(0.36%)	0.55%(0.57%)
指標の説明	当該年度に更新(入れ替え)を行った管路延長の割合を表す指標。管路の更新のペースの状況を把握できる。		
算定式	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$		
コメント	指標値は年度によってばらつきはあるものの、類似団体平均程度で推移しています。管路の健全な維持のために今後も計画的に管路更新を行っていく必要があります。		

(11) 管路の耐震化率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は全国平均	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
	11.1%(22.9%)	11.1%(23.0%)	11.1%(23.4%)
指標の説明	地震災害に対する水道管路網の信頼性・安全性を表す。		
算定式	$\frac{\text{耐震管延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$		
コメント	2022(令和4)年度の管路の耐震化率は、11.1%です。全体の管路のうち、耐震化できていない管路が大半を占めていることが分かります。		

(12) 管路の耐震管率 *			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は全国平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	14.9%(28.4%)	15.6%(28.8%)	15.8%(29.6%)
指標の説明	地震災害に対する水道管路網の信頼性・安全性を表す。		
算定式	$\frac{\text{耐震管延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$		
コメント	2022（令和 4）年度の管路の耐震化率は、15.8%です。全体の管路のうち、耐震化できていない管路が大半を占めていることが分かります。		

* 管路の耐震管率は、耐震管に水道配水用ポリエチレン管を含める。

(13) 浄水施設耐震化率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は全国平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	50.2%(38.0%)	50.2%(39.2%)	50.2%(43.4%)
指標の説明	地震災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を表す。		
算定式	$\frac{\text{耐震対策の施された浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$		
コメント	2022（令和 4）年度の浄水施設耐震化率は 50.2%となっています。全国平均は 43.4%であることから、他団体と比較すると浄水施設の耐震化が進んでいることが分かります。		

(14) 配水池耐震施設率			数値の見方：▲
下仁田町実績 ()は全国平均	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
	47.4%(60.8%)	47.4%(62.3%)	47.4%(63.5%)
指標の説明	地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す。		
算定式	$\frac{\text{耐震対策の施された配水池有効容量}}{\text{配水池等有効容量}} \times 100$		
コメント	2022（令和 4）年度の配水池耐震施設率は、47.4%となっています。全国平均は 63.5%であることから、他団体と比較すると配水池の耐震化は進んでいないことが分かります。		

各種指標による推計値と実績値の比較

前回経営戦略中間目標値（2023（令和5）年度）と実績値の比較では、前回経営戦略における目標値は料金改定を見込んだ金額であることから、新型コロナウイルス感染症の影響による料金減免を行いつつ料金改定を行わなかった実績では、料金回収率が大きく減少している指標値となっています。

指標分類	重要指標 計算式	指標の意味	2023 (R5) 年度 (前回目標)	2023 (R5) 年度 (実績値)	実績-目標
経営の健全性・効率性	経常収支比率（％） 経常収益額÷経常費用額×100	「 経常損益 」：料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表します。	114.1	108.9	-5.2
	流動比率（％） 流動資産÷流動負債×100	「 支払能力 」：1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がどの程度あるかを表します。	126.3	146.8	20.5
	企業債残高対給水収益比率（％） 企業債現在高合計÷給水収益×100	「 債務残高 」：料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。	344.1	362.9	18.8
	料金回収率（％） 供給単価÷給水原価×100	「 料金水準の適切性 」：水道料金で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表しており、100%以上が望ましいとされています。	105.5	87.6	-17.9
	給水原価（円） (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費)－長期前受金戻入)÷年間総有収水量	「 費用の効率性 」：有収水量1 m3あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表しています。	211.9	211.8	-0.1
	施設利用率（％） 一日平均配水量÷一日配水能力×100	「 施設の活用度 」：施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対して、実際に使われている割合を表しています。	62.3	67.6	5.3
	有収率（％） 年間総有収水量÷年間総配水量×100	「 施設の効率性 」：施設・設備が対応する水量のうち、料金収入の対象となった割合を表しています。	61.3	62.4	1.1
	有収率（％） 年間総有収水量÷年間総配水量×100	「 施設の効率性 」：施設・設備が対応する水量のうち、料金収入の対象となった割合を表しています。	61.3	62.4	1.1
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（％） 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100	「 施設全体の減価償却の状況 」：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しており、施設の老朽化度合いを示しています。	58.7	57.2	-1.5
	管路経年率（％） 法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100	「 管路の経年化の状況 」：法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表しており、管路の老朽化度合いを示しています。	63.8	47.0	-16.8
	管路更新率（％） 当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100	「 管路の更新投資・老朽化対策の実施状況 」：当該年度に更新した管路延長の割合を表しており、管路の更新ペースや状況を把握できます。	0.1	0.8	0.7
	管路更新率（％） 当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100	「 管路の更新投資・老朽化対策の実施状況 」：当該年度に更新した管路延長の割合を表しており、管路の更新ペースや状況を把握できます。	0.1	0.8	0.7
耐震化の状況	管路の耐震管率（％） 管路のうち耐震管延長÷管路延長×100	「 管路の耐震化の状況 」：管路のうち耐震性のある材質と継手により構成された管路の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	8.1	11.6	3.5
	管路の耐震化率＊（％） 管路のうち耐震適合管延長÷管路延長×100	「 管路の耐震化の状況 」：管路のうち耐震適合性のある材質と継手により構成された管路の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。 (耐震管にダクタイル鋳鉄管(K型)、水道配水用ポリエチレン管を含める)	12.0	16.6	4.6
	浄水施設の耐震化率（％） 耐震対策の施された浄水施設能力÷全浄水施設能力×100	「 浄水施設の耐震化の状況 」：全浄水施設能力に対する耐震化された浄水施設能力の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	50.2	50.2	0.0
	配水池の耐震化率（％） 耐震対策の施された配水池有効容量÷配水池等有効容量×100	「 配水池の耐震化の状況 」：全配水池容量に対する耐震化された配水池容量の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	47.4	47.4	0.0
	配水池の耐震化率（％） 耐震対策の施された配水池有効容量÷配水池等有効容量×100	「 配水池の耐震化の状況 」：全配水池容量に対する耐震化された配水池容量の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	47.4	47.4	0.0

2-2-9 お客様サービス

(1) 広報・広聴

本町では、お客様に水道に関する様々な情報をお知らせするため、町広報誌・町ホームページなど様々な媒体により情報提供を行っています。

今後も、給水人口の減少や節水意識の高まり、節水機器の普及による水需要の減少など、水道事業を取り巻く状況を丁寧に説明することにより、水道事業の経営について、お客様の理解を得るよう、コミュニケーションを図る必要があります。

(2) 料金収納の状況

水道料金の支払方法は、納付書と口座振替及びスマートフォン決済の3通りで対応しています。納付書の場合は、建設水道課並びに金融機関の窓口だけでなく、コンビニエンスストアでも支払いいただけます。

また、料金の支払いがスムーズにできる口座振替を推進しています。

(3) 情報発信

ホームページや広報紙などを利用して、水道に関する各種手続きや宅内で漏水が発生したときの対処法など、様々な情報提供を行っています。

水道事業に関するご理解がより一層深まるよう、引き続き経営戦略などに関する情報発信も行っていきます。

主な課題

- ① 認知度の高い情報媒体の活用やサービス・イベントの周知・充実を図るなど効果的かつ積極的な広報・広聴活動を行う必要があります。
- ② より一層のお客様の利便性や料金負担の公平性を向上させるための取り組みを進める必要があります。
- ③ ホームページの充実などにより、応急給水拠点など災害時の対応についての情報提供も考えられます。

第3章 基本理念と推進する実現方策

3-1 基本理念

これからの水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、頻発する自然災害への対応など、非常に厳しい事業環境に直面することとなります。

これら水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、拡張の時代から維持管理の時代を迎えています。今後も、安全で安心な水道水を安定的に供給することが水道事業者の使命ととらえ、様々な課題に取り組むとともに、これまで築き上げてきた水道事業を、確実に次世代に引き継ぐ必要があります。

本町水道事業では、厚生労働省の「新水道ビジョン」を踏まえて、基本理念及び方向性を下記のように設定しました。

基本理念

安全で良質な水を安定して供給し続ける水道

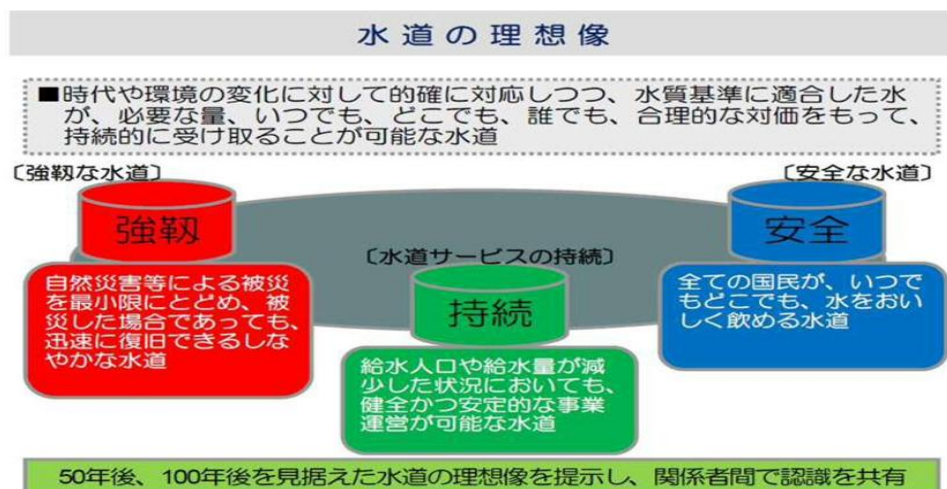


図 水道の理想像 資料：「新水道ビジョン(厚生労働省)」(平成25年3月)

3-2 実現方策

計画期間において、目指す方向性として掲げた「強靱」「安全」「持続」を実現するための「施策」を設け、具体的な「事業・取り組み」を行います。（図 基本方針と実現方針 参照）

また、今後は本章で示した項目を実施し、目標に対する進捗管理を定期的に行い、事業推進や計画の見直しに繋げていくため、各々の事業・取り組みごとに評価していきます。

図 基本方針と実現方策

基本理念	基本方針	主要施策と実現方策
安全で良質な水を安定して供給し続ける水道	1. 「強靱」 災害に強い水道の構築	1－1 計画的な水道施設の更新 (1) 浄・配水場施設の更新 (2) 管路施設の計画的更新 1－2 災害対策の強化と危機管理体制の構築 (1) 浄・配水場の耐震化 (2) 管路の耐震化 (3) 防災拠点・重要施設への配水対策 (4) 応急給水体制の充実 (5) 事業継続計画の策定 (6) 危機管理訓練の実施
	2. 「安全」 安全で良質な水の確保	2－1 水質管理の徹底 (1) 水安全計画の策定及び運用 (2) 水質検査及び水質監視に係る体制の強化 2－2 良質な水道水の維持 (1) 濁水対策 (2) 貯水槽水道の適切な維持管理
	3. 「持続」 経営基盤の強化と顧客サービスの充実	3－1 水道事業の運営基盤強化 (1) 有収率の向上 (2) 経費の節減 (3) アセットマネジメントを活用した健全な経営 (4) 広域化の検討 (5) 民間の資金・ノウハウの活用 (6) 資産の有効活用 3－2 人材の育成と技術継承 (1) 人材の育成、技術水準の確保 3－3 水道利用者（お客様）とのコミュニケーション (1) 水道事業の理解に向けた啓発 3－4 環境への配慮 (1) 環境に配慮した事業の推進

3-2-1 強靱

基本方針 1

強靱 災害時に強い強靱でしなやかな水道施設の強化を目指して

主要施策

1-1 計画的な水道施設の更新

1-2 災害対策の強化と危機管理体制の構築

2017（平成 29）年に策定された「群馬県国土強靱化地域計画」では、大規模自然災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、群馬県の国土強靱化推進を目指しています。

水道においては、お客様の暮らしを支えるライフラインとして欠かせないものであるため、上記の他に将来にわたって安定的な水を供給し続けることも重要です。

本町では、今後も水道施設の適切な維持管理を行うとともに、将来にわたる事業を計画的に進めることにより、事業費の平準化や老朽化した施設の計画的な更新を進め、安全でおいしい水道水の安定供給を目指します。

また、施設更新にあたっては、水需要予測に基づく施設規模の適正化を進めるとともに、環境保全などにも配慮した整備を行います。

さらに、大規模地震をはじめとした自然災害や事故などの非常時に備え、機能を維持できるよう水道施設の耐震化を進めるとともに、危機管理体制の充実を図ることによって、強靱でしなやかさを備えた水道事業を構築していきます。

施策 1-1 計画的な水道施設の更新

(1) 浄・配水場施設の更新

水道施設設備類を計画的に更新します。

本町では、施設の定期的な点検や劣化状況などの確認を繰り返し行い、補修などを実施し施設の長寿命化に努めてきています。今後は多角的な分析ができるように、このような維持管理上における情報の電子化などを行い、事業費の平準化を図りながらより実用的な施設更新を目指し、安定給水の持続と更新費用の低減化を図ります。

また、アセットマネジメント（資産管理）手法を導入し、中長期的財政収支に基づいて施設の更新などを計画的に実行し、これにより安定した運転と施設の信頼性を保持していくことを目標とします。

この他、機器の更新時において省エネルギー型機器の積極的導入や、太陽光発電設備の導入について検討するなど、環境負荷の低減に努めます。

主要な電気・機械設備の更新周期

表 主要な電気・機械設備の更新周期

設備名	法定耐用年数	更新周期	設備名	法定耐用年数	更新周期
受変電設備	20年	33年	薬品注入設備	15年	16年
電力設備	20年	33年	沈澱池機械設備	17年	27年
自家発電設備	15年	25年	ろ過池機械設備	17年	27年
ポンプ設備	15年	24年	監視制御設備	10年	15年

(2) 管路施設の計画的更新

更新周期を設定し、長期的な更新費用を把握した上で計画的な更新を行います。

管路施設は水道資産の大半を占めており、今後、更新期を迎える管路施設が多くなるにつれ、この更新費用が事業経営に大きく影響します。

本町では、施設と同様にアセットマネジメント手法を取り入れ、更新周期を設定し、長期的な更新費用を把握した上で計画的な更新を実施しています。

更新周期は、最短期間として会計制度上の法定耐用年数40年が一つの目安となりますが、現実的には埋設環境や管種の違いにより、その期間を超えても十分に使用できる管路が多くあります。そのため、既存の管路をできる限り活用することにより、投資の無駄を省き、管路施設の経済的な管理を進めるため、これまでの漏水発生状況などの維持管理情報、近年の管材料の耐久性向上、その他の技術的知見を踏まえ、実態に即した独自の更新周期を定めています。

効果的な更新を進めるため、基幹管路である導水管・送水管・配水幹線及び漏水が懸念される老朽化した配水支管に重点を置くとともに、長期的な更新需要見通しを踏まえながら更新費用の平準化を図り、更新周期を超過する管路の早期解消に努めます。

また、更新に際しては、耐震化の他、将来の水需要減少などを見据え、管口径の縮小を検討し、費用の低減化を図っていきます。

主要な管路の更新周期

表 主要な管路の更新周期

管 種 区 分	法 定 耐用年数	更新周期
鑄鉄管（ダクタイル鑄鉄管は含まない）	40年	50年
ダクタイル鑄鉄管（耐震継手を有する）		80年
ダクタイル鑄鉄管（K形継手等を有する）		70年
ダクタイル鑄鉄管（上記以外）		60年
鋼管（溶接継手を有する）		70年
鋼管（上記以外）		40年
石綿セメント管		40年
硬質塩化ビニル管（RRロング継手等を有する）		60年
硬質塩化ビニル管（RR継手等を有する）		50年
硬質塩化ビニル管（上記以外）		40年
ポリエチレン管（高密度・熱融着継手を有する）		60年
ポリエチレン管（上記以外）		40年
ステンレス管（耐震型継手を有する）		60年
ステンレス管（上記以外）		40年
その他（上記以外）		40年

施策 1-2 災害対策の強化と危機管理体制の構築

お客様の暮らしを支えるライフラインとして、事故や災害発生時においても施設被害を最小限に抑えるよう、水道施設の耐震化を推進します。

また、万一の被災時においても必要な水道水をお届けできるよう、応急復旧や応急給水体制の充実、都市間協定を締結して災害時の相互応援体制の確立、BCP（事業継続計画）の策定及び災害対策訓練などの危機管理対策の充実を図ります。

（1）浄・配水場施設の耐震化

浄・配水場施設の耐震化を進めます。

将来発生が想定される大規模な地震において被害を最小限にとどめ、水道システムとしての機能を損なうことがないように浄配水施設の計画的な耐震化に取り組みます。

施設の耐震化にあたっては、老朽化した施設の更新需要や水需要の変動などを踏まえた施設規模の適正化などを総合的に判断し、耐震化を進めていきます。



表 浄・配水場施設の耐震率目標値

評価指標	単位	評価方法	実績値	目標値	
			2023年度 (令和5年度)	2029年度 (令和11年度) 計画5年目	2034年度 (令和16年度) 計画10年目
浄水施設耐震率	(%)	耐震対策の施されている浄水施設能力／全浄水施設能力×100	50.2	50.2	50.2
配水池耐震率	(%)	耐震対策の施されている配水池容量／全配水池容量×100	47.4	47.4	47.4

(2) 管路の耐震化

基幹管路及び配水管の耐震化を進めます。

大規模地震が発生した場合でも、生活や都市活動に必要な水道水をできる限りお客様に届けられるよう、管路施設の耐震化を図り、被害を最小限にとどめる強靱な水道を実現します。

効率的に耐震化を進めるため、老朽化管路の計画的更新に併せて、耐震管への入れ替えを進めます。

なお、耐震化の目標設定にあたっては、過去の大規模地震における管路施設の被害状況から、耐震管以外において被害の少なかった一定範囲の管種についても国の評価に準じ耐震性能を満たすものと判断し、これらの管種を含めた耐震適合率を指標として目標値を定め、耐震性の向上を図ります。

表 管路の耐震化率目標値

評価指標	単位	評価方法	実績値	目標値	
			2023年度 (令和5年度)	2029年度 (令和11年度) 計画5年目	2034年度 (令和16年度) 計画10年目
管路の耐震化率	(%)	耐震管延長／管路総延長×100	11.6	13.1	14.4
管路の耐震管率*	(%)	耐震管延長／管路総延長×100	16.6	18.8	20.6
基幹管路耐震化率	(%)	耐震化した基幹管路延長／基幹管路総延長×100	4.8	5.4	6.0

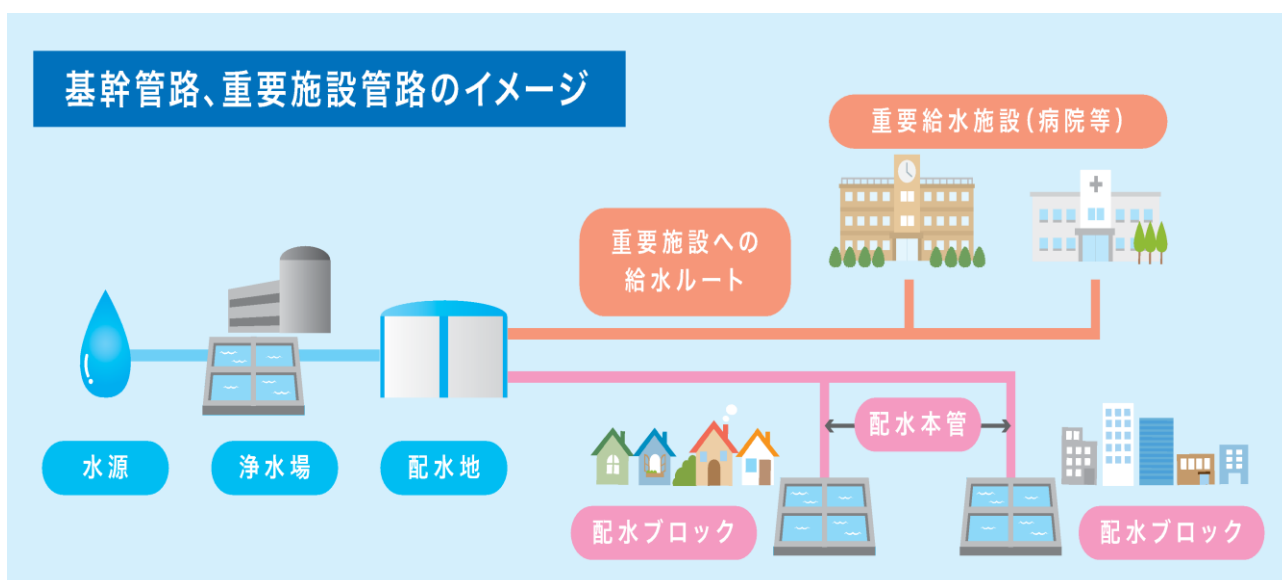
* 管路の耐震管率は、耐震管に水道配水用ポリエチレン管を含める。

(3) 防災拠点・重要施設への配水対策

災害時に拠点となる行政施設、医療施設への給水経路の耐震化を進めます。

地震など発生時の復旧対応及び被災対応の充実を図るため、災害対応拠点となる行政機関や救急医療機関を重要施設と位置づけ、これら施設への供給ルートである配水支管を優先的に耐震管に入れ替えます。

なお、配水幹線については、路線ごとに効率的な耐震化を進めるとともに、万が一被災した場合でも最優先で復旧することにより、耐震化された配水支管と合わせて対象施設への給水を早期に確保します。



(4) 応急給水体制の充実

関係団体との協定締結と連携強化に取り組み、応急給水体制の充実に努めます。

本町では、西毛地域（藤岡市・富岡市・安中市・神流町・甘楽町・上野村・南牧村）と災害時における相互応援協定を締結している他、地震、異常渇水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者が協力して相互応援活動を行う群馬県水道災害相互応援協定も締結しています。

今後も相互応援が円滑に行われるように、訓練などを実施して連携の強化に取り組みます。

また、避難場所などの応急活動基地として必要となる設備に「耐震型緊急用貯水槽」の設置、給水車などによる運搬経路の確保など、災害時における応急給水体制の充実に努めます。



(5) 事業継続計画の策定

災害発生後、水道機能の維持又は早期回復を目指します。

事業継続計画（BCP）とは、事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても機能を継続させ、許容される期間内に復旧させることを目的とした計画です。

BCPが機能することにより、水道では災害発生時に断水が生じない、または断水しても断水戸数を少なく抑えかつ災害発生後から通常給水へ戻るまでの時間を短くする効果が期待できます。

対象リスクとしては、地震などの自然災害・パンデミック・事故・テロなど様々なものが考えられますが、本町では地震などの自然災害を主な対象として重点的に計画を策定していきます。

(6) 危機管理訓練の実施

関連団体との訓練を実施し、迅速な対応が可能な体制を整えます。

災害時に備え、水道施設の応急給水訓練や BCP に基づいた危機管理訓練などを実施し、災害時において職員が迅速に飲料水を確保できるように努めます。

また、関連団体や市民の皆様と連携し、応急復旧の方法や迅速な情報伝達のやり取りなど、災害を想定した実技・実動訓練を実施することで災害時の体制を確立し、的確な対応が可能な体制を整えます。

3-2-2 安全

基本方針 2

安全 安全で信頼される水の供給を目指して

主要施策

2-1 水質管理の徹底

2-2 良質な水道水の維持

本町が供給する水道水は、各地区で浄水処理した水（自己水）をお客様に供給しています。

これからもお客様に安全な水の給水を行うため、水源から蛇口までの水質管理を徹底し、安全で良質な水道水を安定的に送り続けられるよう、水質検査体制の充実に努めます。

施策 2-1 水質管理の徹底

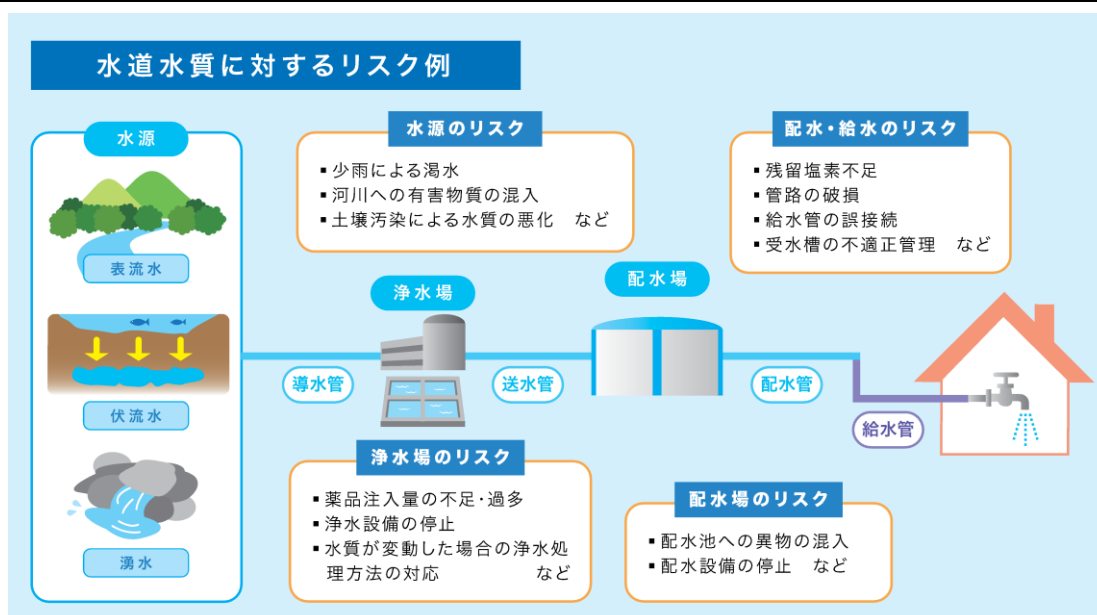
将来にわたって安全な水道水を供給するために、「水安全計画」を策定し、適正に運用するとともに、水質管理を徹底し、水質検査体制の充実に努めます。

(1) 水安全計画の策定及び運用

水の安全性について定めた「水安全計画」に基づく水道事業の運営に努めます。

本町では、水道法で定められた水質基準を満たす安全な水道水を供給するため、「水質検査計画」に基づき水質検査を実施しています。

しかし、水源から給水栓（蛇口）に至るまでには、薬品などの混入による水質汚染事故や配水管内の錆こぶなどが剥離して発生する赤水や濁水など、水道水の安定供給に支障をきたす様々なリスクが存在します。これらのリスクに対して包括的な危害評価と危害管理が行えるよう「水安全計画」を策定し、安全な飲料水の常時供給を目指します。



(2) 水質検査及び水質監視に係る体制の強化

検査項目、地点、頻度を定めた「水質検査計画」に基づき水質検査を実施するとともに、群馬県と緊急時の水質検査協定の締結を目指します。

毎年度策定する「水質検査計画」に基づき、水源から給水栓（蛇口）に至るまできめ細かく水質検査を実施し、安全な水道水の供給に努めます。

また、緊急時における迅速な水質検査の実施に向けて、関係機関との連携強化を目指します。

施策2-2 良質な水道水の維持

安全で良質な水道水をお客様にお届けするためには、外部から汚染するおそれが少ない給水形態が必要です。そのため、給水形態の改善を行い施設のレベルアップを目指していきます。

(1) 濁水対策

配水池清掃を実施し、濁水の発生を抑制します。

水道配水の起点となる配水池について、計画的に清掃を行い濁水の発生を抑制します。

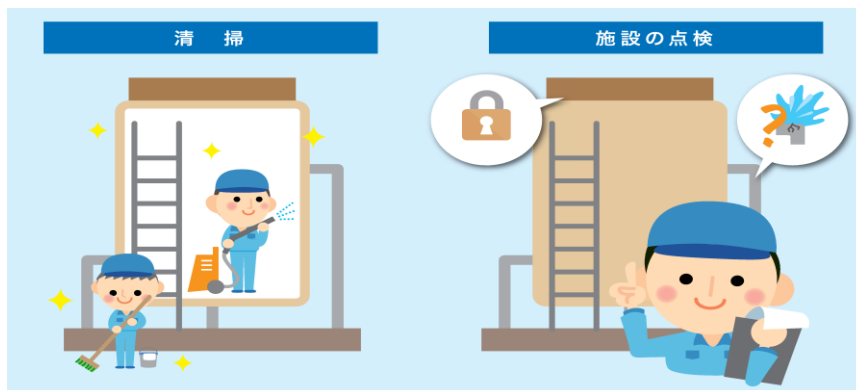
また、配水過程における老朽管は地震等の揺れや流速等の変化により赤水等の濁水が発生する場合があることから、計画的に老朽管の更新を行っていきます。

(2) 貯水槽水道の適切な維持管理

衛生行政と連携し、管理の周知と啓発を継続します。

水道法第14条第2項第5号で定めることとされている貯水槽水道の管理については、下仁田町水道事業給水条例第45条で町における貯水槽水道設置者に対する指導などの責務について規定し、貯水槽水道設置者に対する責務として、貯水槽の適正な管理を促すよう規定されています。

本町においては、貯水槽における水質劣化を抑制することを目的に、貯水槽水道の設置者に対して、衛生行政と連携し、貯水槽の定期的な点検や清掃などの維持管理の周知と啓発を引き続き実施します。



3-2-3 持続

基本方針 3

持続 後世に長く繋がれる持続可能な水道事業経営を目指して

主要施策

3-1 水道事業の運営基盤強化

3-2 人材の育成と技術継承

3-3 水道利用者（お客様）とのコミュニケーション

3-4 環境への配慮

水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。節水型機器の普及などにより水道水の需要が減少する一方で、管路や浄・配水場といった水道施設は経年化とともに更新が必要となり、更新費用が増加することが予想されています。このような状況の中、将来にわたって健全な水道事業を継続運営していくためには、経営の効率化や適正な料金水準の設定などを実施していくことが必要不可欠です。そのためにアセットマネジメント手法による長期的な資産管理の実践と財政収支見通しのもと、効率的かつ効果的な水道事業経営を実践します。

また、健全な水道事業の維持という観点から、人材育成などによる職員の技術水準の向上と自然環境に配慮した事業の推進によって、より良い水道を次の世代まで継承していきます。

施策 3-1 水道事業の運営基盤強化

適正な定員管理による組織の合理化や近隣事業体との協力体制の確立、効率的な資産管理、経費の節減などを積極的に実施し、更なる経営の効率化を図ります。

(1) 有収率の向上

漏水調査を実施し漏水量の抑制を図ります。

配水管や各家庭などに引き込むための給水管などからの漏水は、水資源を無駄にするだけでなく道路陥没などの二次被害につながるおそれがあるなど、水道事業においてはその防止が大きな課題となります。

漏水量を減らすことによって有効率の向上を図ることは、水資源の有効活用や水道水の供給に消費するエネルギーの削減につながります。

本町では、老朽化した配水管の布設替えを行うことにより、漏水の防止に努めています。

また、計画的かつ継続的に漏水調査などを実施し、発見箇所の速やかな補修の他、原因分析・劣化予測を行うことで、修繕計画の立案や更新計画に活用するなど、計画的に有効率の向上を図っています。

(2) 経費の節減

水需要に適した組織や施設の再構築を行い、一層の経費の節減に取り組みます。

水需要の減少により給水収益が減少すると見込まれる中で、経年化した浄・配水場施設や管路の更新事業に要する費用が増加することから、企業努力による経費の節減は事業者が取り組むべき必須の課題となります。

今後は、組織の合理化やダウンサイジングを考慮した施設更新などによるライフサイクルコストの低減、資金調達に係る経費の最小化などの他、事業の費用対効果を高める不断の取組みにより、一層の経費の節減に取り組みます。

(3) アセットマネジメントを活用した健全な経営

アセットマネジメント手法による資産の的確な把握と適切な保守により、施設更新の適正化を図ります。

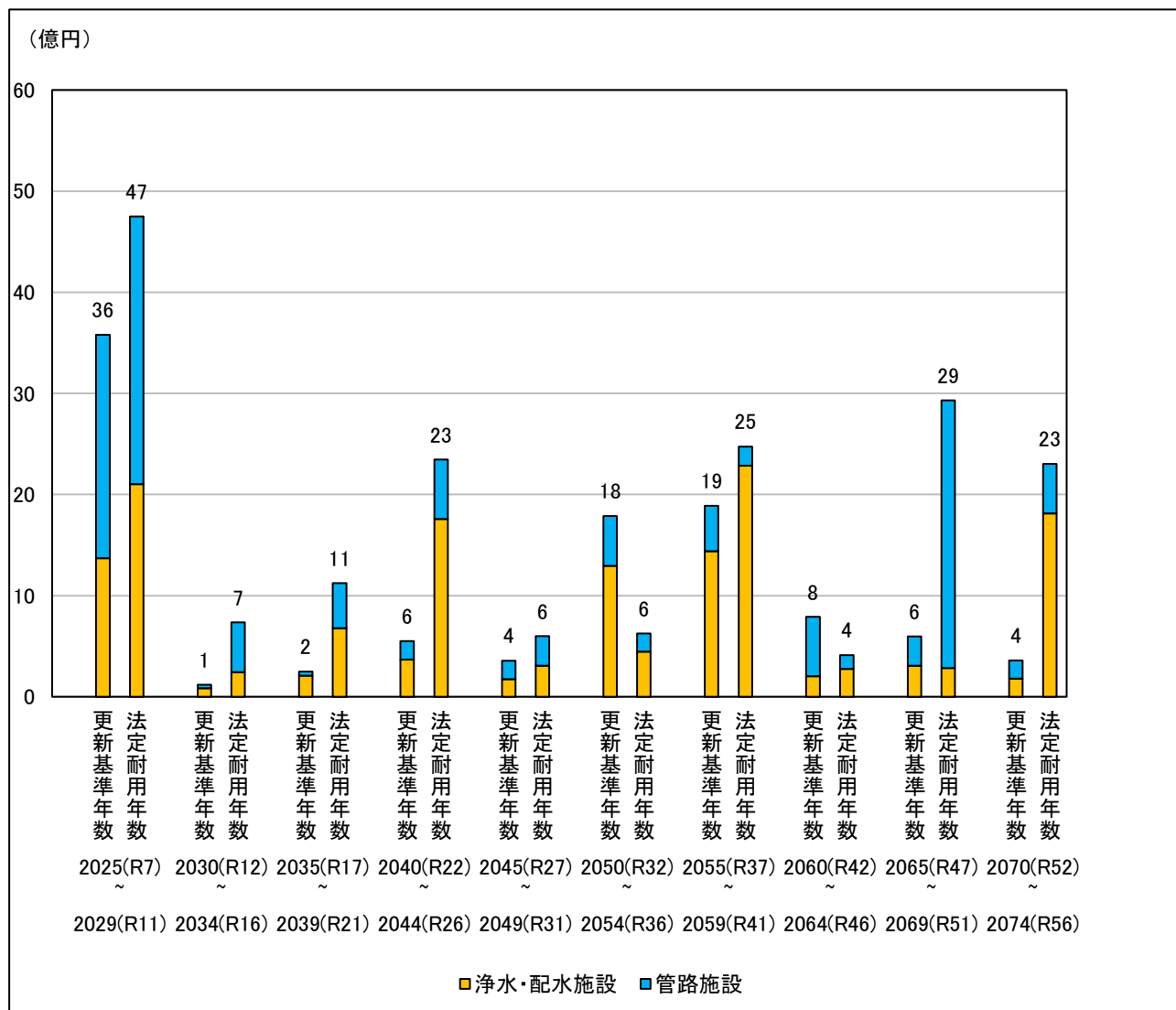
今後増加する更新需要に対し、中長期的な視点をもって更新需要や財政収支の見通しを立て、財政負担を平準化することにより、計画的かつ効率的に施設の更新を行います。

アセットマネジメント手法を用いた試算によると、現況の施設を法定耐用年数が到来した時点で更新した場合、浄・配水場施設及び設備は年平均 2.1 億円、管路は年平均 1.6 億円となり、年平均 3.7 億円の更新費用が発生すると試算されます。この更新費用の財源は主にお客様からの水道料金収入ですが、節水型機器の普及などによる水需要の低迷によって、料金収入が減少していくことが見込まれており、これらの更新に必要な財源の確保が困難になると予想されます。

そのため、本町ではライフサイクルコストの低減に取り組むため、適切な維持管理を実施したうえで健全性を確保し、法定耐用年数を超えた期間で設定した「実使用年数」まで施設を使用することにより、施設の長寿命化を図ります。

また、適切な維持管理により期待できる効果については、漏水の発生が抑制され高水準の有収率が維持されるとともに、浄・配水場施設及び設備のトラブルを未然に防ぐことができ、効率的な事業経営につながります。

図 更新需要（下仁田町更新基準・法定耐用年数） 比較



(4) 広域化の検討

広域化及び他の事業体との連携、連絡管の整備を検討します。

今日では、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、抜本的な対策の一つとして水道の広域化が提唱され推進されています。

群馬県においては2023（令和5）年度に「群馬県水道広域化推進プラン」が策定されました。その中で、広域化についての将来的な見通しについても検討されていますので、その内容を踏まえつつ、近隣自治体の動向も注視しながら、現在進められている県内の統合事例や先進的な事例について調査・研究を行っていきます。

また、他の事業体と連携し、共同で業務を行うことでの経費削減や他の事業体との連絡管整備を検討します。

(5) 民間の資金・ノウハウの活用

第三者委託や包括委託などの官民連携について検討します。

現在、本町では浄・配水場の運転管理など、運用に関しての一部を包括委託し、水道事業の経費節減や経営の効率化、技術力の確保、給水サービスの向上を図っています。

これまでも可能な範囲で業務の効率化を図ってきましたが、今後も効率化が可能な範囲とその効果を検証し、さらなる民間委託の導入を図るなど、業務の効率化を推進していきます。民間活力の有効利用としてPPP／PFIなどの民間的経営手法の導入について、他の水道事業体の先進的な事例を参考に検討します。

民間活用手法

手 法	概 要
PFI (Private Finance Initiative)	民間が資金調達を行い、民間が施設の設計・整備、維持管理、運営を行う方式。
DBO (Design Build Operate)	公共が資金調達を行い、民間が施設の設計・整備、維持管理、運営を行う方式。
DB (Design Build)	公共が資金調達を行い、民間が施設の設計・整備を行う方式。
CM (Construction Management)	コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うもの。近年、復興事業を中心に公共事業でも採用実績がある。

(6) 資産の有効活用

遊休資産の有効活用について検討します。

遊休資産を最大限に有効活用し財政基盤の強化を図るために、売却だけでなく、それぞれの立地状況に適した有効活用方法を調査・検討します。

施策3-2 人材の育成と技術継承

「水道水の安全性・おいしさ・快適性」など、需要者ニーズが多様化・高度化していく水道事業において、すべての課題に的確に対処するとともに、現在の給水サービス水準を将来にわたって確保・向上させていくためには、水道施設の運営に関する専門的な知識・経験を有する人材を継続的に育成・確保していくことが不可欠です。

今後は、さらなる水道事業の運営基盤の強化に向け技術の向上を図り、その技術を次世代へ継承していくことが重要となります。

(1) 人材の育成、技術水準の確保

職員研修の充実を図ります。技術のノウハウの共有を図り、職員の技術水準の確保に取り組めます。

現在では、ベテラン職員の退職による指導職員の不足や、人事異動サイクルの短期化などにより人材が定着しないことから、従来行ってきた OJT（職場内訓練）のような人材育成の手法が困難となりつつあります。

そのため、今後は伝承すべき知能・知識のマニュアル整備などにより、これまで蓄積されてきた知識・経験・技能を明文化または見える化し、業務の継続性・透明性を確保していくことその他、【①日常の業務を通じて習得する「OJT」】、【②職場外研修などによる「OFF-JT」】、【③自己啓発】を基本としながら、長期的視野に立った人材の育成に努めていきます。

また、職員の有する資格・技能を最大限に活用するための業務見直しを行い、今後にも更に効率化の取り組みを進めるとともに、事故・災害などによる断水などにも素早く、機動的な対応が可能な組織作りを進めます。

施策 3-3 水道利用者（お客様）とのコミュニケーション

将来、人口減少が予測される中、蛇口から直接飲める安全で安心できる水を継続して供給するためには、住民の理解と協力を得ながら、料金の改定、耐震化工事、災害時の応急体制の確保などを円滑に進めることが必要です。このことから、住民の意識と理解を深めるため、住民とのコミュニケーションを促進するとともに、水道水へのニーズの多様化に対する活動に継続して取り組んでいきます。

(1) 水道事業の理解に向けた啓発

お客様とのコミュニケーションを充実させ、事業経営へのご理解を深めます。

広報紙やホームページなどを充実させ、水道事業における様々な情報とともに災害・危機への備えなどに関する広報を進めます。

今後もお客様の目線から経営を考えることで、お客様の理解と信頼に基づく経営を進めます。

施策3-4 環境への配慮

温室効果ガス排出に伴う地球温暖化を抑制するため、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の活用によって環境への負荷を低減することが求められています。

本町の水道事業においても、環境に配慮した事業に率先して取り組みます。

(1) 環境に配慮した事業の推進

既存の再生可能エネルギー設備の活用を図るとともに、高効率の設備の導入を検討します。

環境問題は、世界的規模での課題としてその対策の重要性がより一層高まっており、水道事業においても持続的な供給を確保するためには、地球温暖化対策、廃棄物の減量化、資源の有効利用などの対策を積極的に推進し、環境保全に対する社会的責任を果たしていかなければなりません。

水道水を供給する過程において、電力消費や薬品使用、浄水汚泥の発生など、環境に負荷を与える側面もあります。

そのため本町では、健全な水循環系の構築のため漏水対策を計画的に行い、有収率及び有効率の向上を図っていくとともに、省エネルギー・廃棄物減量化・資源の有効利用などに積極的に取り組んでいきます。

また、水エネルギーの有効利用を検討し、地球温暖化防止にも貢献できるような環境にやさしい水道の構築を図っていきます。

第4章 投資・財政計画

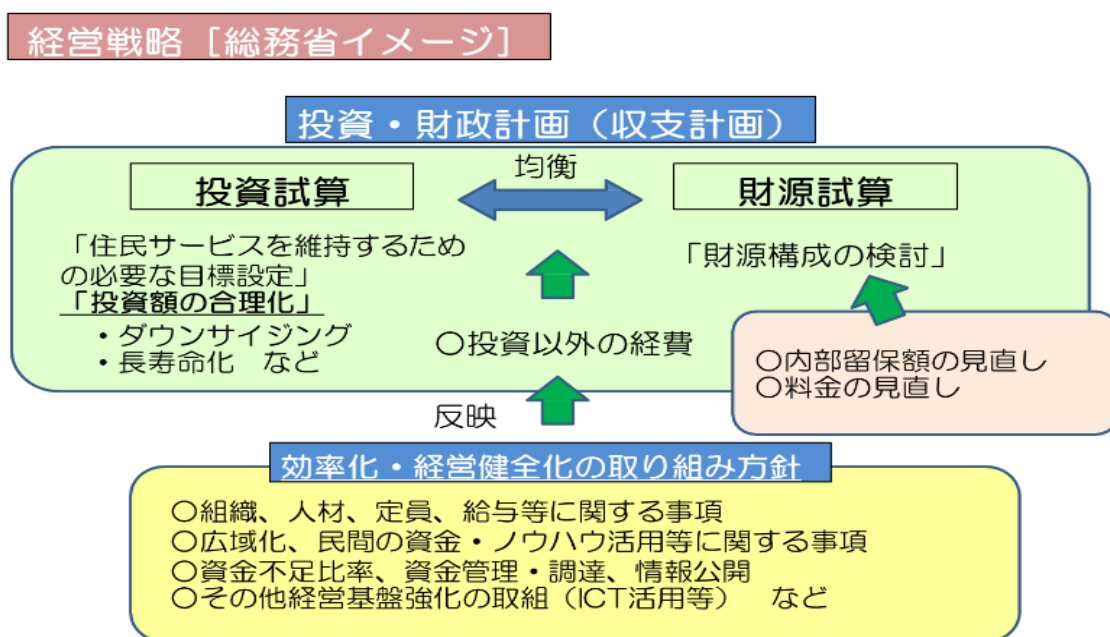
水道事業では、水道施設や管路の健全性を維持することが安定した給水を行うための前提条件となります。

この水道事業の健全性を維持するためには、耐震診断などを踏まえた施設更新計画の策定と計画に基づいた事業の着実な実施が求められます。

一方で、投資事業には多大な資金が必要になるため、その「投資試算」（投資事業にかかる費用の見通し）と「財源試算」（水道料金収入など財源の見通し）を均衡させることが、持続可能な水道事業を実現する上で非常に重要になります。

投資・財政計画の作成にあたっては、「図 経営戦略イメージ図」にあるように、経営の効率化・健全化の取り組みを踏まえながら投資と財源の試算を行い、必要に応じて試算の見直しを加えながら、収支の均衡がとれた計画となるよう調整していきます。

図 経営戦略イメージ図



4-1 経営目標の設定

今後、老朽化した管路や水道施設の大量更新時期を迎えるため、なお一層の財源確保に努めなければいけません。

また、将来世代への負担が重くなりすぎないように、企業債に過度に頼らない更新・投資を行っていかねばなりません。

本計画の策定にあたり、計画期間が終了する 2034（令和 16）年度末時点までに達成すべき経営目標として次の3つを設定します。

経営目標

① 現預金残高 1 億円を確保する。

不慮の事故や災害などが発生した場合に備える費用、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息、元金償還金などを最低限確保する必要があります。安定した経営のために確保すべき運転資金として 1 億円を確保します。

② 企業債残高を 6 億円以下とする。

今後、人口減少社会が進むと、一人当たりの企業債の償還にかかる負担は重くなります。次世代に過度な負担を残さないために、新規企業債借入額の上限を当年度企業債償還金以内の額とし、企業債残高の抑制を図ります。2034（令和 16）年度の企業債残高を 6 億円以下とします。

③ 健全な収支バランスを維持（当年度純利益を確保）する。

必要な事業にあてる資金を確保するため、継続的に健全な収支バランスを維持（当年度純利益を確保）します。

4-2 投資・財源試算

4-2-1 投資試算

これまで検討した投資の効率化と健全化の取り組みを踏まえ、今後 10 年間の投資額を試算し、平準化を図っていく計画としています。主な事業は浄・配水場の設備機器の更新、老朽管の計画的更新・耐震化、基幹管路の更新・耐震化であり、事業の重点は拡張事業から改良事業へ移行します。

10 年間の計画期間内で、投資額として 7.4 億円が必要になると見込んでいます。

●今後 10 年間の投資額と主な事業

項 目	投資額	備 考
施設改良（構造物及び設備）	3.4 億円	宮畑系統、樽下系統、西部・小坂系統の老朽化した機械及び装置、電気の改修を行います。
管路更新	4.0 億円	老朽管更新に伴い管路更新工事を行います。水需要に対応した管路の新設工事などを行います。
投資額 計	7.4 億円	

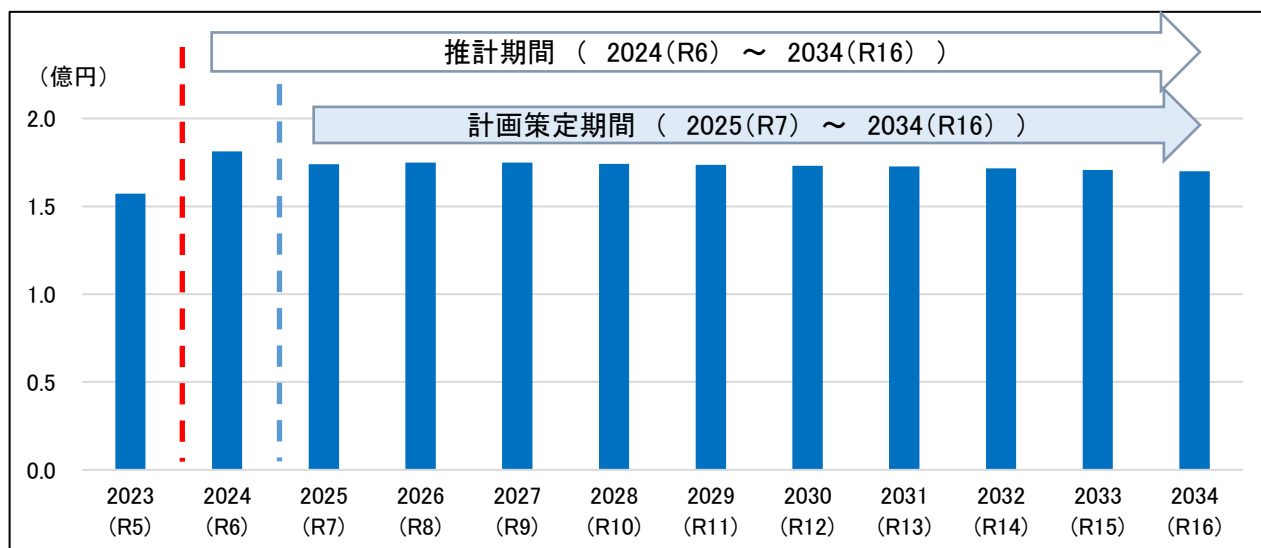
4-2-2 財源試算

① 給水収益

2014（平成 26）～2023（令和 5）年度の実績に基づき予測した年間有収水量に、今後の供給単価の見込み値を乗じて給水収益の予測を行いました。その結果、年間有収水量の減少に伴い給水収益も減少傾向にあるものの、給水収益は同程度で推移し、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度にかけておよそ 1.7 億円程度で推移します。

なお、本町では 2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を踏まえ水道料金などの減免を行っています。当該年度については給水収益が減少しておりますが、減少した料金分の収益は補助金として収入しており、水道事業全体での利益の減少はありません。

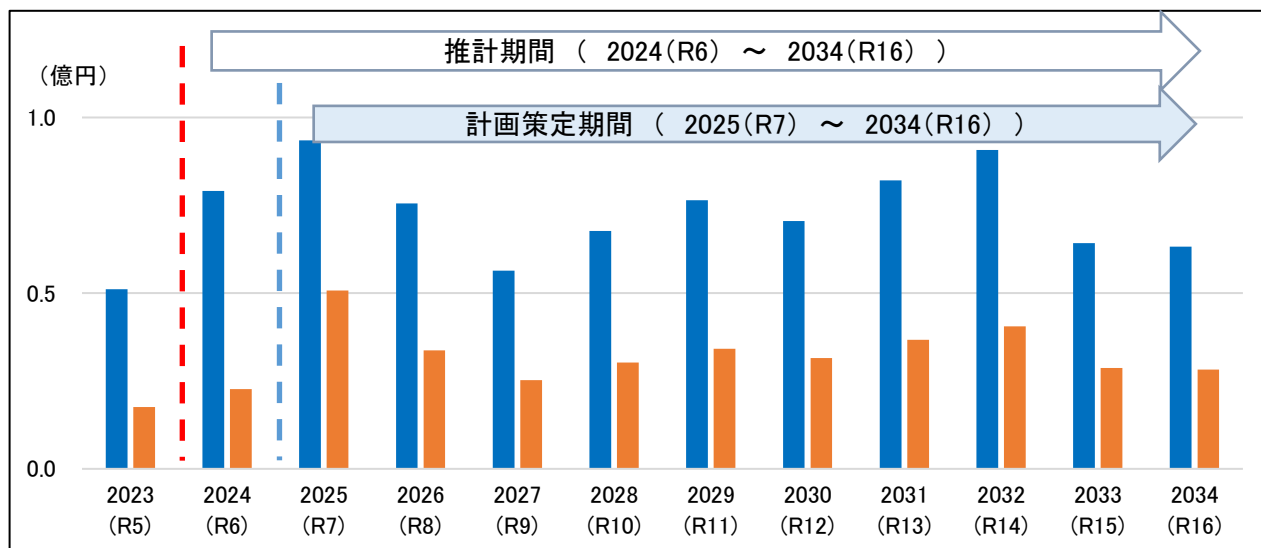
給水収益の見込み



② 企業債

企業債は、住民負担の世代間の公平を保ち、将来世代に過度な負担がかからないよう投資額に伴い、各年度の企業債の発行額を 1 億円以内に抑制しています。

投資額と企業債発行額の推移



4-3 投資・財政計画

4-3-1 現行の水道料金を維持した場合の投資・財政見込み

今後の経営環境や、投資と経営の効率化・健全化の取り組みを踏まえた投資・財源試算のもと、現行の水道料金を維持することを前提とした投資・財政見込みは次のとおりです。

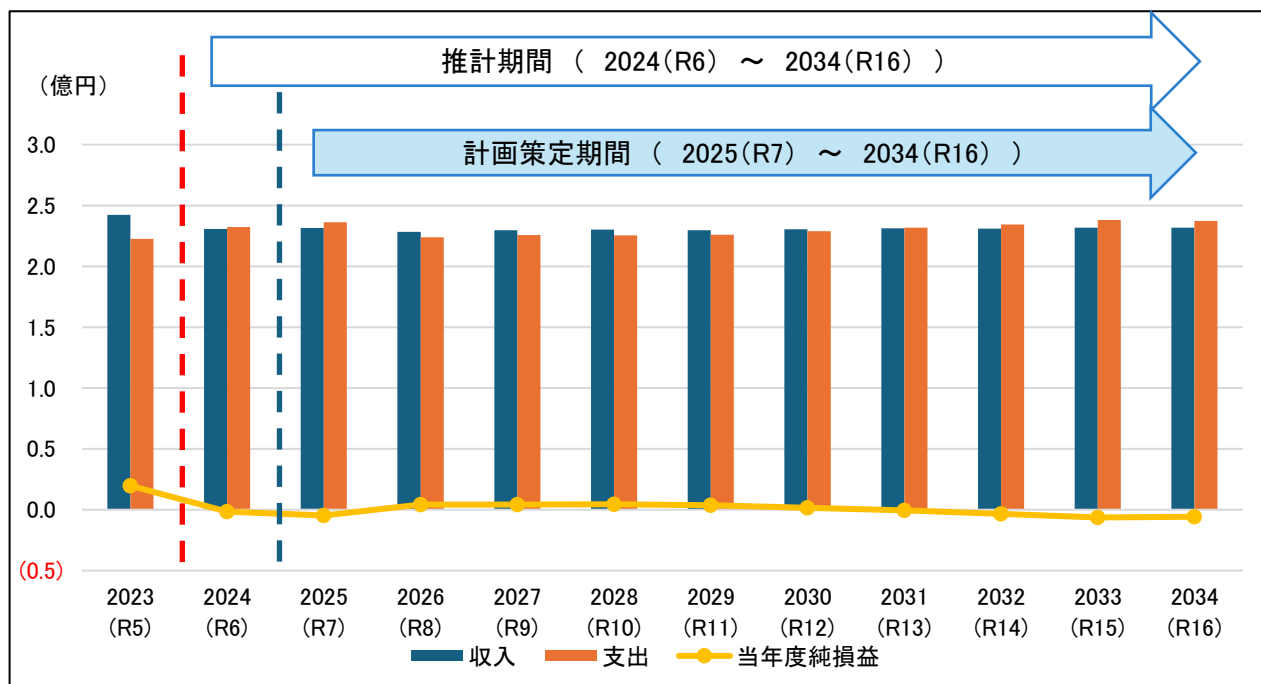
(1) 収益的収支

給水量の減少に伴い給水収益が減少し、2034（令和 16）年度には約 1.7 億円となりました。

今後、老朽化した管路や施設の更新需要の高まりにより、減価償却費が上向きに推移することや物価上昇などから、経常費用について概ね増加傾向となると見込まれます。

収入が減少する一方で支出は増加することから、当年度純利益（黒字）が毎年度減少していき、2031（令和 13）年度以降は当年度純損失（赤字）が発生すると見込まれます。

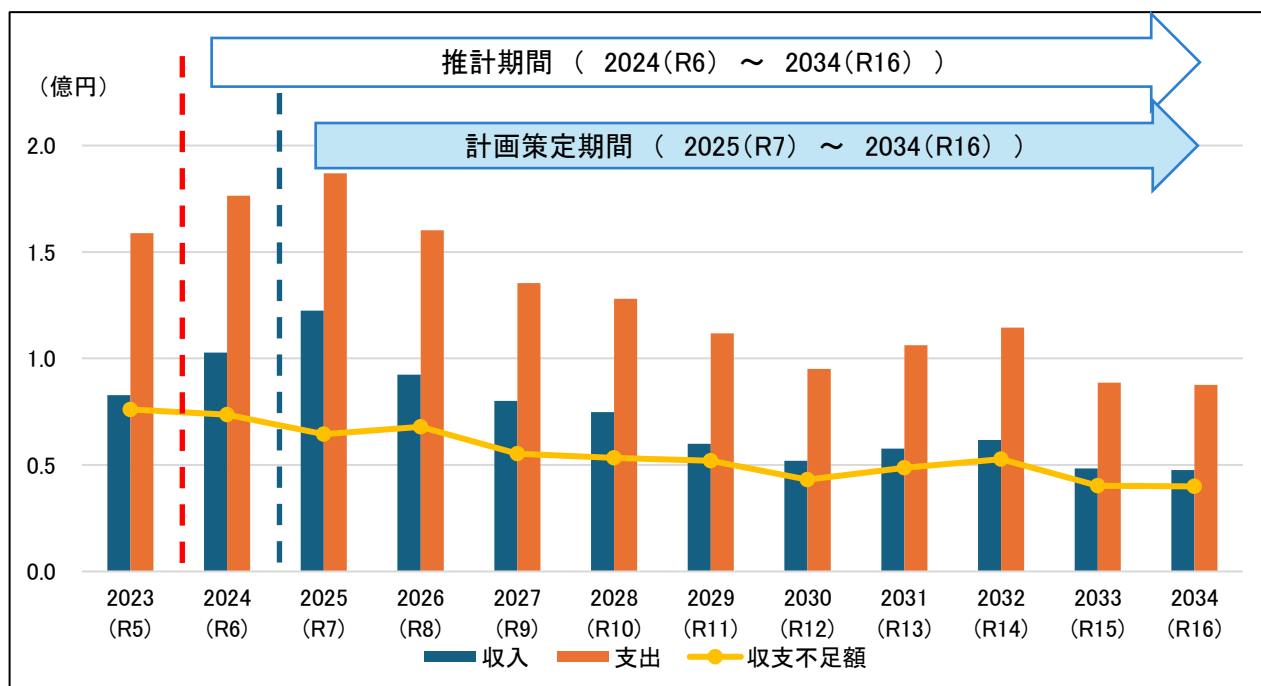
総収益・総費用・当年度純損益の推移



(2) 資本的収支

本計画では、投資の合理化により事業費の縮減と平準化を図ることで投資額を抑制し、企業債残高を2034（令和16）年度末の経営目標である6億円におさまるよう設定しています。

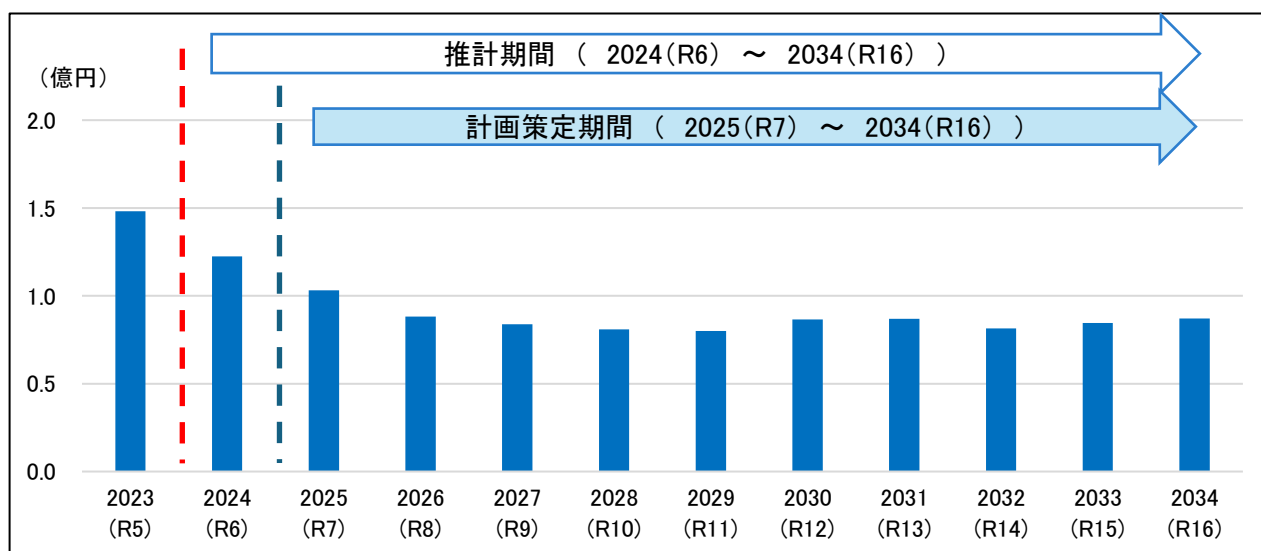
企業債残高を抑制するためには、企業債発行額を低く抑える必要があるため、現金残高は減少することとなり、企業債残高と現金残高の目標達成はトレード・オフの関係にあります。人口減少局面において、次世代に過度な負担を残さないようにするためには企業債の削減が必要であることから、ここでは企業債残高の目標達成を前提として試算しています。



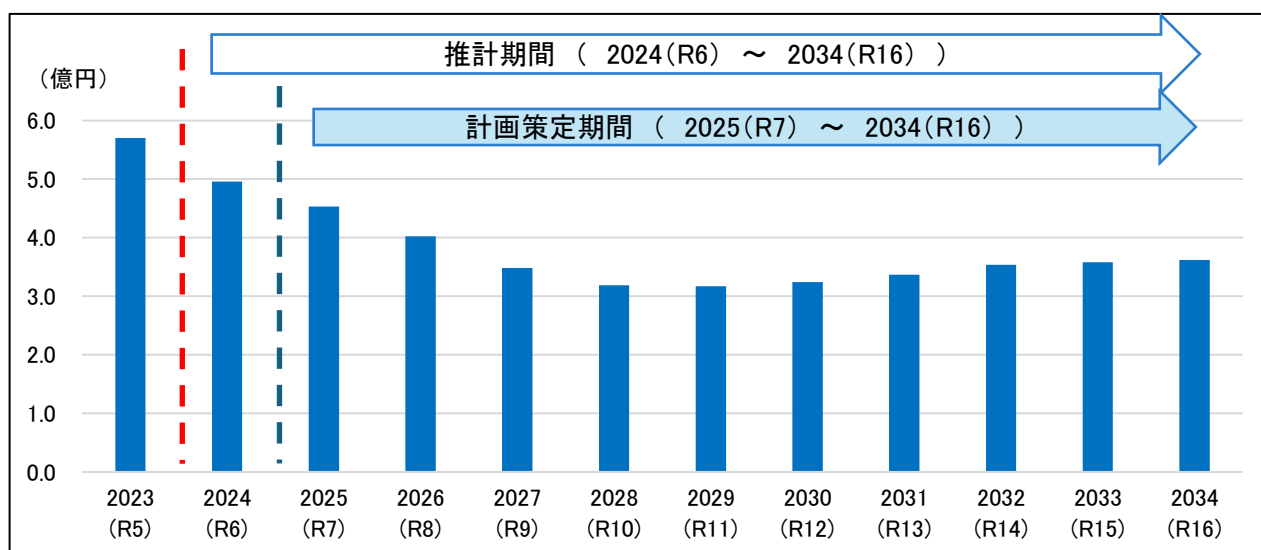
(3) 現金残高・企業債残高

2034（令和 16）年度末の企業債残高が 6 億円以内となるよう、企業債の発行額を抑制しているため、現金残高は急激に減少し、2026（令和 8）年度以降は現金残高は 1 億円下回り続け、2034（令和 16）年度には約 0.9 億円になる見込みです。

現金残高の推移



企業債残高の推移



(4) 経営目標の達成状況

上述のとおり、財源の見直しなどを実施しない場合は、「第4章 投資・財政計画」の「4-2-1 投資試算」で示している投資に関する事業の実施は困難な状況となります。この結果、経営目標の達成はおろか、安定した経営についても困難な状態となり、投資・財政計画として現実的ではないことが分かりました。

① 現預金残高 1 億円を確保する。

2034（令和 16）年度には現金が 0.9 億円となるため、1 億円の確保は達成できません。

② 企業債残高を 6 億円以下とする。

2034（令和 16）年度の企業債残高は 6 億円以下に設定しているため、目標は達成できる見込みです。しかしながら、企業債残高を抑制すれば現金は減少し、また資本的収支の不足分の補てん財源も減少する見込みであることから、現実的な計画とはいえません。

③ 健全な収支バランスを維持（当年度純利益を確保）する。

2031（令和 13）年度以降は当年度純損失（赤字）が発生する見込みとなり安定的な事業運営が難しい結果となります。

4-3-2 財源試算の見直し

「投資」と「財源」の均衡を図り、「第4章 投資・財政計画」の「4-2-1 投資試算」の事業の実施が可能となる投資・財政計画に調整するため、試算の見直し（収支シミュレーション）を行います。

「投資と経営の効率化・健全化の取り組み」に示すとおり、投資試算については、事業費を可能な限り削減するための施策をすでに盛り込んでおり、また経営の効率化・健全化に関する取り組みもあわせて実施することとしています。

そこで、現行の水道料金の設定を見直すことにより給水収益の増加を図り、収支を均衡させることを検討します。

本計画では、計画期間内において3つの経営目標を達成させるために、収益的収支及び資本的収支それぞれにおいて収支改善策を掲げ、投資・財政計画を見直しました。

(1) 収益的収支

給水料金の改定

2031（令和13）年度に10%の料金改定を行います。

この料金改定により、計画期間中の給水収益の総額は、料金改定前と比較して約1.2億円増加し、計画期間内において当年度純利益を確保できる見込みです。
なお、当年度純利益は資本的収支の収支不足額の補てん財源となります。

料金改定年度における料金改定前給水収益

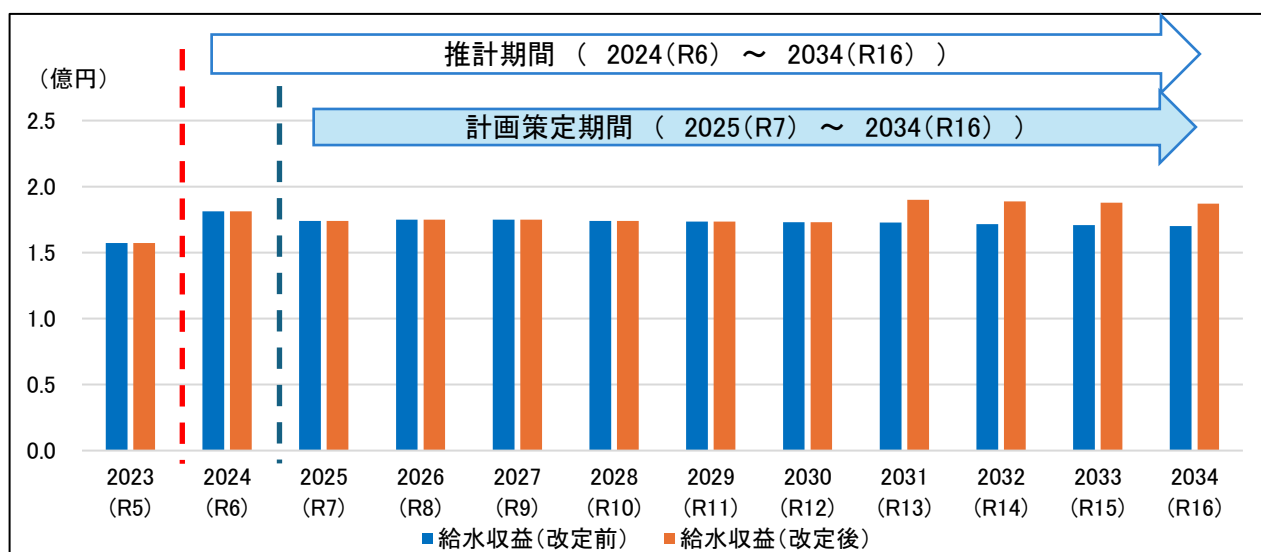
年度	2024 (R6)	2031 (R13)
給水収益（千円）	181,230	172,789

料金見直し

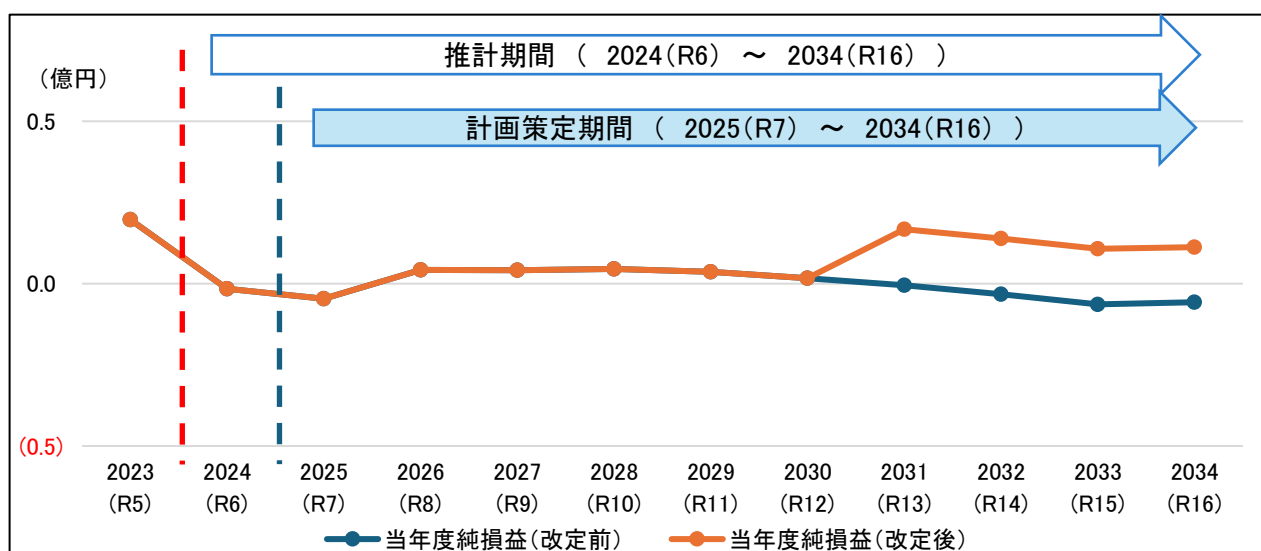
料金改定年度における料金改定後給水収益

年度	2024 (R6)	2031 (R13)
料金改定率 () 内は料金改定前比	- (100%)	10%増 (110%)
改定後給水収益（千円）	181,230	190,068

給水収益の財源見直し前後の推移



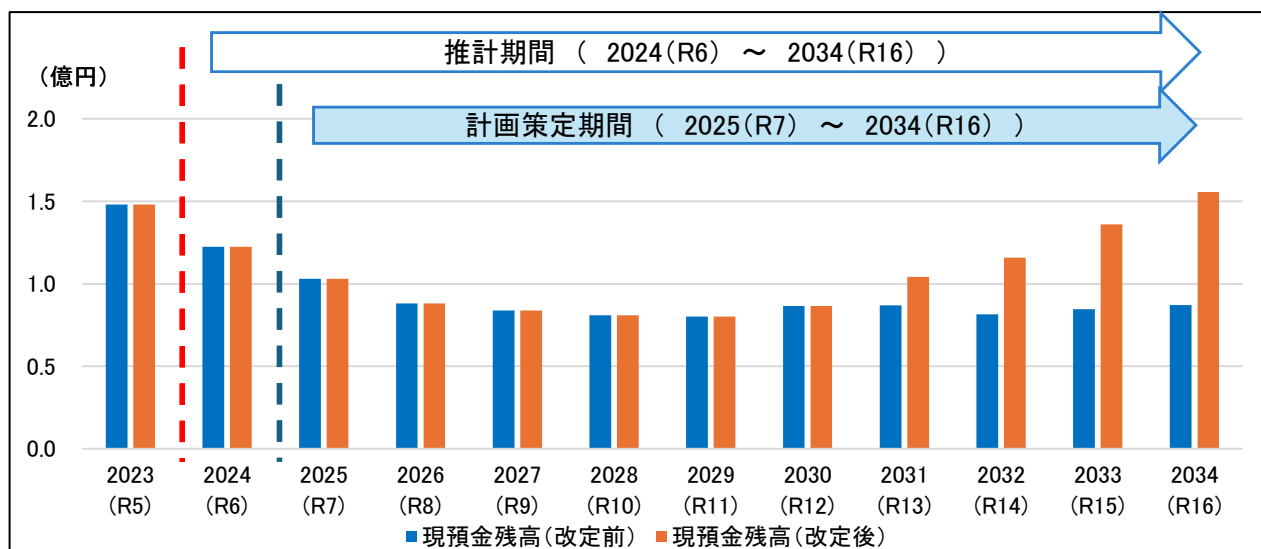
当年度純損益の財源見直し前後の推移



(2) 現金残高

料金改定を新たに見込むことにより、計画期間内に継続的に 1 億円を確保できる見込みです。

現金残高の料金改定前後の推移



(3) 経営目標の達成状況

収益的収支において、10%の料金改定を行い再び財源試算を行った結果、収支が均衡し、経営目標についてもすべて達成できる見込みとなりました。今後も、経営の健全性をさらに高めるために、経営の効率化に継続して取り組みながら、収益確保のあり方についても検討を続けていく必要があります。

① 現預金残高 1 億円を確保する。

継続的に 1 億円を確保できる見込みです。

達成

② 企業債残高を 6 億円以下とする。

2034（令和 16）年度の企業債残高を 6 億円に設定しても、資本的収支の不足分の補てん財源を確保できる見込みです。

達成

③ 健全な収支バランスを維持（当年度純利益を確保）する。

計画期間内において継続して当年度純利益を確保できる見込みです。

達成

4-3-3 投資・財政計画の均衡を図るための今後の取り組み

水道事業の運営に必要な資金を確保し、健全で安定した経営を維持するために、適正な水道料金の水準について継続して検討していきます。

次世代に健全な施設を引き継ぎ、お客様に安心・安全な水道水をお届けし続けるために、今後も継続して投資と経営の効率化・健全化に取り組み、費用の削減を図っていく他、人口動態や社会情勢など、水道事業をとりまく経営環境を常に注視し、必要に応じて投資・財源試算の見直しと計画の修正を行っていきます。

財源見直し案（給水料金改定）について

本章における財源見直し案（給水料金改定）は、現状及び今後の投資・財政推計に基づいて試算上で計画されたものです。この試算（経営戦略）をもって直ちに料金改定が決定するものではありません。

今後、実際の経営状況などを総合的に判断しながら、料金改定率やその時期については更なる審議を経て方針が決定されていきます。

その際には、使用者である住民の方々にご理解を頂くための説明を周知徹底して参ります。

4-3-4 投資・財政計画

経営計画の投資・財政計画は次のとおりです。

計画期間内の収支見通しである「投資・財政計画」を、「投資試算」をはじめとする支出と、「財源試算」により示される収入が均衡した形で取りまとめました。

【収益的収支】

		(決算値)	(予算値)	(予算値)			
		2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10
収入	給水収益	157,190	181,230	174,043	174,942	174,957	174,093
	3条営業内他会計繰入金（基準内）	1,165	1,186	1,166	1,163	1,163	1,163
	3条営業内他会計繰入金（基準外）	0	0	0	0	0	0
	受託工事収益	0	1	1	0	0	0
	その他営業収益	223	450	450	512	512	512
	営業収益	158,578	182,867	175,660	176,617	176,632	175,768
	長期前受金戻入	43,061	42,016	41,668	44,231	46,000	47,632
	3条営業外他会計繰入金（基準内）	2,394	1,467	3,605	1,512	1,390	1,280
	3条営業外他会計繰入金（基準外）	16,067	3,998	9,821	4,336	4,207	3,875
	その他補助金	21,275	0	0	0	0	0
	その他営業外収益	850	342	804	1,533	1,533	1,533
	営業外収益	83,647	47,823	55,898	51,613	53,130	54,320
	特別利益	0	1	1	0	0	0
	収益的収入合計	242,225	230,691	231,559	228,230	229,762	230,088
支出	人件費	21,757	27,611	29,525	24,408	24,676	24,947
	人件費(基本給)	12,348	13,085	14,205	13,297	13,443	13,591
	人件費(退職給付費)	0	0	0	0	0	0
	人件費(その他)	9,409	14,526	15,320	11,111	11,233	11,357
	動力費	14,920	22,219	24,105	16,465	16,615	16,682
	薬品費	2,910	3,398	3,578	2,620	2,644	2,655
	委託費	45,226	44,825	46,852	48,180	48,614	49,052
	修繕費	13,392	17,810	18,950	16,772	16,923	17,076
	材料費	0	0	0	0	0	0
	受水費	0	0	0	0	0	0
	資産減耗費	320	867	867	997	997	997
	減価償却費	96,307	90,594	89,157	91,098	91,756	91,000
	その他営業費用	19,095	17,686	17,069	17,231	17,386	17,543
	営業費用	213,927	225,010	230,104	217,772	219,612	219,951
	支払利息	8,421	6,936	5,807	5,860	5,685	5,236
	その他営業外費用	182	285	283	324	324	324
	営業外費用	8,603	7,221	6,090	6,184	6,009	5,560
	特別損失	0	3	3	0	0	0
	収益的支出合計	222,530	232,234	236,196	223,956	225,621	225,511
収支	収益的収支差額	19,695	-1,543	-4,638	4,273	4,141	4,577

				10%改定			
		2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
収入	給水収益	173,552	173,089	190,068	188,700	187,850	187,001
	3条営業内他会計繰入金（基準内）	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
	3条営業内他会計繰入金（基準外）	0	0	0	0	0	0
	受託工事収益	0	0	0	0	0	0
	その他営業収益	512	512	512	512	512	512
	営業収益	175,227	174,764	191,743	190,374	189,525	188,676
	長期前受金戻入	47,806	48,371	48,851	49,313	50,120	50,321
	3条営業外他会計繰入金（基準内）	1,281	1,459	1,582	1,736	1,913	2,009
	3条営業外他会計繰入金（基準外）	3,876	4,415	4,788	5,254	5,789	6,080
	その他補助金	0	0	0	0	0	0
	その他営業外収益	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533
	営業外収益	54,496	55,778	56,755	57,836	59,356	59,943
	特別利益	0	0	0	0	0	0
	収益的収入合計	229,723	230,542	248,498	248,211	248,881	248,619
支出	人件費	25,197	25,449	25,703	25,960	26,220	26,220
	人件費(基本給)	13,727	13,864	14,003	14,143	14,284	14,284
	人件費(退職給付費)	0	0	0	0	0	0
	人件費(その他)	11,470	11,585	11,701	11,818	11,936	11,936
	動力費	16,779	16,885	17,008	17,037	17,113	17,113
	薬品費	2,670	2,687	2,707	2,711	2,724	2,724
	委託費	49,493	49,938	50,388	50,841	51,299	51,299
	修繕費	17,229	17,384	17,541	17,699	17,858	17,858
	材料費	0	0	0	0	0	0
	受水費	0	0	0	0	0	0
	資産減耗費	997	997	997	997	997	997
	減価償却費	90,453	91,345	92,564	93,505	95,468	94,287
	その他営業費用	17,700	17,860	18,020	18,183	18,346	18,346
	営業費用	220,520	222,547	224,928	226,934	230,026	228,844
	支払利息	5,238	5,966	6,470	7,100	7,824	8,216
	その他営業外費用	324	324	324	324	324	324
	営業外費用	5,562	6,290	6,795	7,424	8,148	8,541
	特別損失	0	0	0	0	0	0
	収益的支出合計	226,082	228,837	231,723	234,358	238,173	237,385
収支	収益的収支差額	3,641	1,705	16,775	13,852	10,707	11,234

【資本的収支】

		(決算値)	(予算値)	(予算値)			
		2023 R05	2024 R06	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10
収入	企業債	17,600	22,700	50,800	33,752	25,203	30,255
	うち資本平準化債	0	0	0	0	0	0
	4条他会計繰入金（基準内）	29,144	30,353	30,501	26,912	26,142	20,575
	4条他会計繰入金（基準外）	29,381	23,789	21,862	25,246	23,537	17,976
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	出資金	0	0	0	0	0	0
	国庫（県）補助金	6,713	9,114	15,066	5,123	3,825	4,592
	固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	工事負担金	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	16,861	4,209	1,368	1,368	1,368
	計（A）	82,838	102,817	122,439	92,400	80,076	74,766
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額（B）	0	0	0	0	0	0
	資本的収入合計（A）-(B)（C）	82,838	102,817	122,439	92,400	80,076	74,766
資本的支出	建設改良費	51,084	79,132	93,470	75,570	56,430	67,740
	うち職員給与費	5,554	6,358	7,153	8,216	6,135	7,365
	企業債償還金	107,828	97,226	93,423	84,687	78,956	60,301
	他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	4条その他支出	0	0	0	0	0	0
	資本的支出合計（D）	158,912	176,358	186,893	160,257	135,386	128,041
収支	資本的収支差額(D)-(C)（E）	-76,074	-73,541	-64,454	-67,857	-55,310	-53,275
資金残高		148,131	122,492	103,090	88,162	83,747	80,856
企業債残高（H）		570,376	495,850	453,227	402,292	348,539	318,493

				10%改定			
		2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
収入	企業債	34,154	31,496	36,686	40,545	28,683	28,254
	うち資本平準化債	0	0	0	0	0	0
	4条他会計繰入金（基準内）	8,639	6,008	5,909	5,802	5,960	5,951
	4条他会計繰入金（基準外）	10,531	8,384	8,133	7,877	7,945	7,799
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	出資金	0	0	0	0	0	0
	国庫（県）補助金	5,184	4,781	5,568	6,154	4,353	4,288
	固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
	工事負担金	0	0	0	0	0	0
	その他収入	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368
	計（A）	59,876	52,038	57,665	61,746	48,309	47,661
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額（B）	0	0	0	0	0	0
	資本的収入合計（A）-(B)（C）	59,876	52,038	57,665	61,746	48,309	47,661
資本的支出	建設改良費	76,470	70,520	82,140	90,780	64,220	63,260
	うち職員給与費	8,314	7,667	8,930	9,870	6,982	6,878
	企業債償還金	35,328	24,570	24,165	23,726	24,371	24,336
	他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	他会計への支出金	0	0	0	0	0	0
	4条その他支出	0	0	0	0	0	0
	資本的支出合計（D）	111,798	95,090	106,305	114,506	88,591	87,596
収支	資本的収支差額(D)-(C)（E）	-51,921	-43,052	-48,640	-52,760	-40,282	-39,936
資金残高		80,078	86,549	104,142	115,852	136,042	155,666
企業債残高（H）		317,319	324,246	336,768	353,587	357,898	361,816

投資・財政計画の前提条件について

項目	項目	推計条件
収益的収入	給水収益	有収水量予測値×供給単価×料金改定率
	受託工事収益	実績がないため 0 円で推計
	他会計負担金	過去 5 年の決算値平均 他
	その他	過去 5 年の決算値平均 他
	補助金	過年度の支払利息に対する補助金率平均を当該年度の支払利息に掛けて算出 他
	長期前受金戻入	既存の長期前受金戻入推計値と新規取得分の資産を種類ごとの耐用年数で推計
	その他	過去 5 年の決算値平均 他
収益的支出	人件費	過去 5 年の決算値平均×人件費上昇率
	動力費	過去 3 年の決算値平均単価×有収水量×物価上昇率
	修繕費	過去 5 年の決算値平均単価×物価上昇率
	材料費	過去 5 年の決算値平均単価×物価上昇率
	その他	過去 5 年の決算値平均
	減価償却費	既存の減価償却費推計と新規取得分の資産を種類ごとの耐用年数で推計
	支払利息	既存の支払利息推計と新規借入分の企業債に依りて推計
	その他	過去 5 年の決算値平均
資本的収入	企業債	建設改良費×過去 5 年起債率平均
	他会計繰入金	元金償還に対して過去の繰入の実積率（過去 5 年平均）を乗じた金額 他
	他会計負担金 他会計借入金 出資金	0 円で推計
	国庫（県）補助金	建設改良費×過去 5 年補助率平均
	工事負担金	0 で推計
	その他	過去 5 年の決算値平均
資本的支出	建設改良費	更新需要及び耐震化、施設改良分を合算し平準化
	職員給与費	2023 年度の建設改良費に掛かる、うち職員給与費割合を建設改良費に乗じた額
	企業債償還金	既存の企業債償還推計と新規借入分の企業債に依りて推計

第5章 進捗管理

5-1 計画の進行管理と事業実施効果の把握

「水道事業ビジョン」の各施策の推進及び「経営戦略」を実践する過程で、様々な事業環境の変化に対応できるよう、5年ごとの定期的な進捗管理を実施し、計画の見直しを図ります。また、組織や社会情勢などの急激な変化などが生じた際には、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の推進や見直しは、計画策定（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善検討（Action）を繰り返す、PDCAサイクルにより行います。

実現方策の実施効果は、業務指数（PI）などから設定した目標値に基づいて分析し、実施事業における施設の状況や業務効率、サービス水準、経営状況などの変化・改善の様子について評価します。

PDCAサイクルを用いた進捗管理

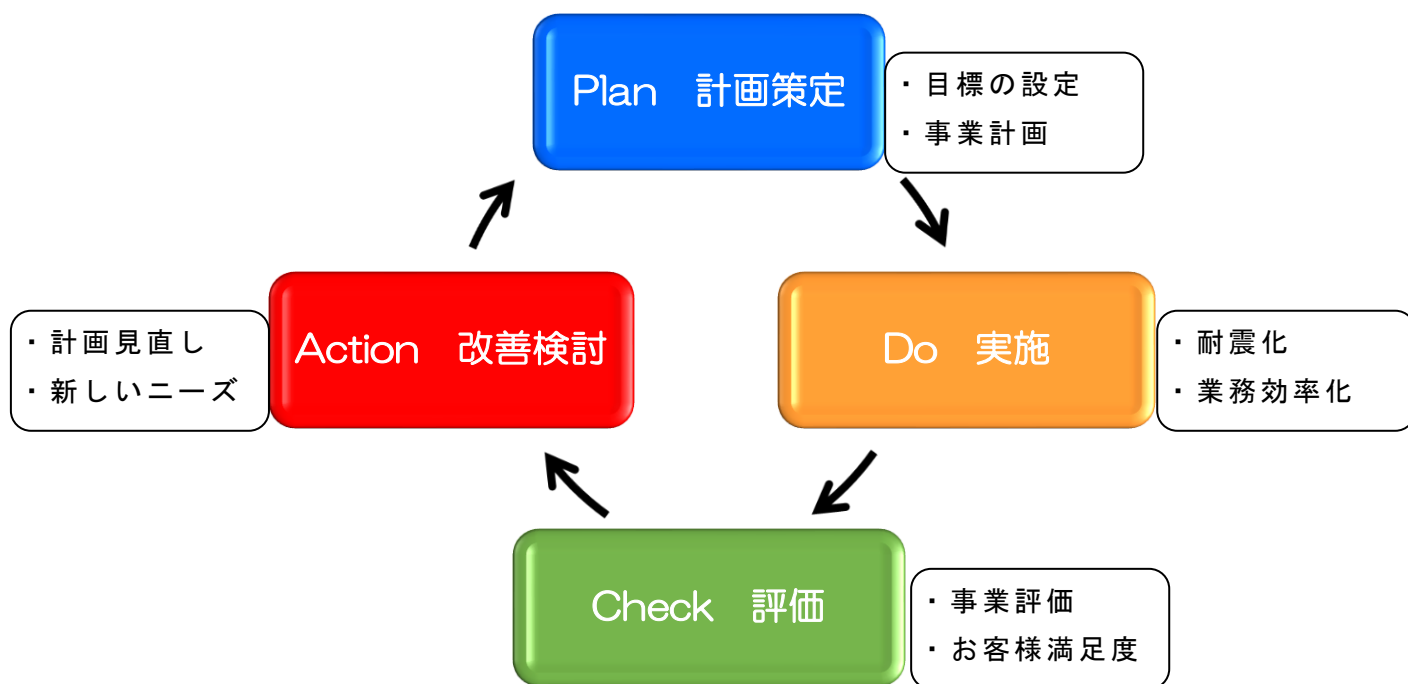


図 PDCAサイクルを用いた進捗管理

5-2 計画の進捗管理

毎年計画どおりに進捗しているかを検証するために、下表のように総務省の「経営比較分析表」で利用されている経営指標を用いて、計画値と実績値の比較を行いながら経営分析を行うことで、経営状況の把握に努めていきます。

指標分類	重要指標 計算式	指標の意味	2023 (R5) 年度 (実績値)	2029 (R11) 年度 (中間目標)	2034 (R16) 年度 (最終目標)
経営の健全性・効率性	経常収支比率（％） 経常収益額÷経常費用額×100	「 経常損益 」：料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に企業債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表します。	108.9	101.6	104.7
	流動比率（％） 流動資産÷流動負債×100	「 支払能力 」：1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がどの程度あるかを表します。	146.8	233.0	508.5
	企業債残高対給水収益比率（％） 企業債現在高合計÷給水収益×100	「 債務残高 」：料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。	362.9	182.8	193.5
	料金回収率（％） 供給単価÷給水原価×100	「 料金水準の適切性 」：水道料金で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表しており、100％以上が望ましいとされています。	87.6	97.4	100.0
	給水原価（円） (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費)－長期前受金戻入)÷年間総有収水量	「 費用の効率性 」：有収水量1 m3あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表しています。	211.8	217.3	232.7
	施設利用率（％） 一日平均配水量÷一日配水能力×100	「 施設の活用度 」：施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対して、実際に使われている割合を表しています。	67.6	62.4	58.9
	有収率（％） 年間総有収水量÷年間総配水量×100	「 施設の効率性 」：施設・設備が対応する水量のうち、料金収入の対象となった割合を表しています。	62.4	65.5	67.9
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（％） 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100	「 施設全体の減価償却の状況 」：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しており、施設の老朽化度合いを示しています。	57.2	66.7	73.4
	管路経年化率（％） 法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100	「 管路の経年化の状況 」：法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表しており、管路の老朽化度合いを示しています。	47.0	62.9	61.1
	管路更新率（％） 当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100	「 管路の更新投資・老朽化対策の実施状況 」：当該年度に更新した管路延長の割合を表しており、管路の更新ペースや状況を把握できます。	0.8	0.4	0.4
耐震化の状況	管路の耐震管率（％） 管路のうち耐震管延長÷管路延長×100	「 管路の耐震化の状況 」：管路のうち耐震性のある材質と継手により構成された管路の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	11.6	13.1	14.4
	管路の耐震化率＊（％） 管路のうち耐震適合管延長÷管路延長×100	「 管路の耐震化の状況 」：管路のうち耐震適合性のある材質と継手により構成された管路の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。 (耐震管にダクタイル鑄鉄管(K型)、水道配水用ポリエチレン管を含める)	16.6	18.8	20.6
	浄水施設の耐震化率（％） 耐震対策の施された浄水施設能力÷全浄水施設能力×100	「 浄水施設の耐震化の状況 」：全浄水施設能力に対する耐震化された浄水施設能力の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	50.2	50.2	50.2
	配水池の耐震化率（％） 耐震対策の施された配水池有効容量÷配水池等有効容量×100	「 配水池の耐震化の状況 」：全配水池容量に対する耐震化された配水池容量の割合を示しています。数値が大きいほど地震に強く安定性を示す指標です。	47.4	47.4	47.4

5-3 計画の見直し

各事業は、前期（2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度）と後期（2030（令和 12）年度～2034（令和 16）年度）の計画期間終了時点における目標の達成状況などを評価し、計画の事業推進に伴う問題点、事業の有効性などを明確化したうえで、必要に応じ改訂を行うなど計画の見直しを図っていきます。

用 語 集

◆ アセットマネジメント

資産管理のこと。水道においては、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指している。

◆ 企業債

水道事業（地方公営企業）が行う建設改良等に要する資金に充てるために起こす地方債（借入金）。

◆ 給水原価

有収水量 1 m³当たりの給水にかかる費用（1 m³を使用して頂くために係る費用）。

◆ 供給単価

有収水量 1 m³当たりの収益。

◆ 減価償却費

施設の整備に充てた費用を一度に費用とせず、施設ごとに定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この資金は内部留保資金となって、企業債の返済や、古くなった施設の更新等の資金になる。

◆ 広域化

水道事業の広域化について、厚生労働省が平成 25 年 3 月に公表した「新水道ビジョン」では、水道を取り巻く厳しい社会環境等を踏まえ、連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携を目指し、関係者による段階的な検討・連携による「発展的広域化」が掲げられています。

◆ 広域連携

経営面や技術面の恒久的な事業運営に向けた運営基盤の強化のため、経営の一体化、管理の一体化、施設の一体化といったソフト面の一体化から施設統合までを含めた広い意味での水道事業の連携をいう。

◆ 資本的収支

収益的収支及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。

◆ 収益的収支

水道事業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出。

◆ 水道事業ビジョン

厚生労働省が、「新水道ビジョン」で示した水道の理想像を具現化するために、地域の実情に即して各水道事業体に作成を求めている経営上の基本計画。

◆ 損益勘定留保資金

資本的収支の補てん財源のひとつで、当年度損益勘定留保資金と過年度損益勘定留保資金に区分される。（減価償却費などの計上により企業内部に留保される資金をいう。）

◆ 長期前受金戻入

みなし償却制度の廃止に伴い、施設整備の財源として過去に受け取った補助金や工事負担金相当額を、対象となる施設（資産）の減価償却に合わせて収益化するもので、現金を伴わない収入として収益的収入に計上する。

◆ 包括委託

水道事業における業務（運転管理、点検・修繕、料金徴収など）を民間企業に一括で委託することをいいます。民間企業の創意工夫による効率化や、一括発注によるコスト削減効果などのメリットが期待できます。

◆ 法定耐用年数

地方公営企業法施行規則により定められた、減価償却積算を行うための会計制度上の年数。法定耐用年数を経過すると「経年化資産」となり、更新の対象として区分けされる。

◆ 補てん財源

資本的収入が資本的支出に不足する場合、その不足額を補填する、当該企業内部に留保された資金や各種積立金などの財源のこと。

◆ 有収水量

料金収納の対象となった水量をいう。